

自 令和 8 年 6 月 8 日
至 令和 8 年 6 月 1 2 日

令和 8 年 第 2 回 平内町議会定例会
会 議 録

平内町議会事務局

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第 1 号）	
1、議事日程表（第 2 号）	
1、議事日程表（第 3 号）	
1、議事日程表（第 4 号）	
1、町長提出議案	11
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
第 1 号（6 月 8 日 月曜日）	15
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法 1 2 1 条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、青森地域広域事務組合議会議員の選挙	
1、散 会	
第 2 号（6 月 9 日 火曜日）	21
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法 1 2 1 条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
◎ 荒内 護君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
（地域整備課長 三津谷 博君）	
◎ 田中茂勝君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
（平内中央病院事務局長 小形正樹君）	
1、散 会	
第 3 号（6 月 1 0 日 水曜日）	37
1、本日の会議に付した事件	

1、出席議員及び欠席議員

1、法 1 2 1 条による出席者

1、出席事務局職員

1、開 議

1、一 般 質 問

◎ 田中光弘君

答 弁（町長 船橋茂久君）

（企画政策課長 塩越信子君）

（農政課長・農業委員会事務局長 垂井智也君）

（生涯学習課長 小林正人君）

◎ 太田満則君

答 弁（町長 船橋茂久君）

◎ 内海 伸君

答 弁（町長 船橋茂久君）

1、質 疑 53

1、議 案 付 託

1、休 会 提 議

1、散 会

第 4 号（6 月 1 2 日 金曜日） 55

1、本日の会議に付した事件

1、出席議員及び欠席議員

1、法 1 2 1 条による出席者

1、出席事務局職員

1、開 議

1、総務福祉常任委員会報告

1、経済文教常任委員会報告

1、表 決 57

報告第 5 号 報告第 6 号 承 認

議案第 3 4 号 議案第 3 5 号 原案可決

1、表 決 57

報告第 7 号 承 認

1、表 決 58

議案第 3 6 号 原案可決

1、表 決 58

議案第 3 7 号 原案可決

1、表 決 58

議案第 3 8 号 原案可決

1、表 決 59

議案第 3 9 号 原案可決

1、表 決 59

議案第 4 0 号 原案可決

1、表 決		60
議案第41号		原案可決
1、議員派遣の件		60
		承認
1、平内町議会活性化特別委員会委員の選任		60
1、町 長 挨 拶 （町 長 船橋茂久君）		
1、閉 会		

〔参考登載〕

平内町告示第 6 4 号

令和 8 年第 2 回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 8 年 6 月 2 日

平内町長 船 橋 茂 久

記

1. 日 時 令和 8 年 6 月 8 日（月） 午前 1 0 時
2. 場 所 平内町議会議場

令和 8 年第 2 回平内町議会定例会 会期日程表

令和 8 年 6 月 8 日招集

月 日	開議時刻	件 名
6 月 8 日 (月)	午前 1 0 時	本会議 開 会 ・ 開 議 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明) 第 4 青森地域広域事務組合議会議員の選挙 散 会
6 月 9 日 (火)	午前 1 0 時	本会議 開 議 第 1 一 般 質 問 散 会
6 月 1 0 日 (水)	午前 1 0 時	本会議 開 議 第 1 一 般 質 問 第 2 質 疑 第 3 議 案 付 託 散 会
6 月 1 1 日 (木)	午前 1 0 時	休 会 (各常任委員会)

月 日	開議時刻	件 名
6 月 1 2 日 (金)	午前 1 0 時	本会議 開 議 第 1 総務福祉・経済文教常任委員会報告 第 2 報告第 7 号 第 3 議案第 3 6 号 第 4 議案第 3 7 号 第 5 議案第 3 8 号 第 6 議案第 3 9 号 第 7 議案第 4 0 号 第 8 議案第 4 1 号 第 9 議員派遣の件 第 1 0 平内町議会活性化特別委員会委員の選任 (町 長 挨 拶) 閉 会

令和8年第2回平内町議会定例会

6月8日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

日程第4 青森地域広域事務組合議会議員の選挙

散 会

令和8年第2回平内町議会定例会

6月9日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第1 一 般 質 問

散 会

令和 8 年第 2 回平内町議会定例会

6 月 1 0 日議事日程表（第 3 号）

開議時刻 午前 1 0 時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 質 疑

日程第 3 議 案 付 託

散 会

令和８年第２回平内町議会定例会

６月１２日議事日程表（第４号）

開議時刻 午前１０時

開 議

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 総務福祉・経済文教常任委員会報告 |
| 日程第 2 | 報告第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕 |
| 日程第 3 | 議案第 3 6 号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 4 | 議案第 3 7 号 平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 5 | 議案第 3 8 号 工事の請負契約について〔平内町立小中学校校舎照明改修工事〕 |
| 日程第 6 | 議案第 3 9 号 財産の取得について〔ホイールローダ〕 |
| 日程第 7 | 議案第 4 0 号 財産の取得について〔除雪トラック（7 t 級）〕 |
| 日程第 8 | 議案第 4 1 号 和解及び損害賠償の額の決定について |
| 日程第 9 | 議員派遣の件 |
| 日程第 1 0 | 平内町議会活性化特別委員会委員の選任 |

（町 長 挨 拶）

閉 会

令和 8 年第 2 回平内町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 8 日 開 会

令和 8 年 6 月 12 日 閉 会

1、町長提出議案件名

- 報告第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔令和 7 年度平内町一般会計補正予算〕
- 報告第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔令和 7 年度平内町介護保険特別会計補正予算〕
- 報告第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕
- 議案第 34 号 令和 8 年度平内町一般会計補正予算案
- 議案第 35 号 令和 8 年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
- 議案第 36 号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第 37 号 平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 38 号 工事の請負契約について
〔平内町立小中学校校舎照明改修工事〕
- 議案第 39 号 財産の取得について
〔ホイールローダ〕
- 議案第 40 号 財産の取得について
〔除雪トラック（7 t 級）〕
- 議案第 41 号 和解及び損害賠償の額の決定について

2、報 告

- 報告第 8 号 令和 7 年度平内町一般会計繰越明許費の繰越計算書について
- 報告第 9 号 令和 7 年度国民健康保険平内中央病院事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 10 号 令和 7 年度平内町水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 11 号 令和 7 年度平内町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 12 号 令和 7 年度平内町介護保険特別会計繰越明許費の繰越計算書について
- 報告第 13 号 平内町新型インフルエンザ等対策行動計画について
- 町政経過報告
- 例月出納検査結果報告書

令和8年6月12日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

総務福祉常任委員長 荒 内 護

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の 結 果	審査の 理 由
報告第 5 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
報告第 6 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算〕	上記同じ	上記同じ
議案第 3 4 号	令和8年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	上記同じ
議案第 3 5 号	令和8年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和8年6月12日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

経済文教常任委員長 田 中 茂 勝

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の 結 果	審査の 理 由
報告第 5 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
議案第34号	令和8年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	上記同じ

本日の会議に付した事件

- 日程第1、会議録署名議員の指名
 日程第2、会期の決定
 日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）
 日程第4、青森地域広域事務組合議会議員の選挙

出席議員 10名

副議長 木村良一君	1番 船橋侑雅君	2番 荒内護君
3番 内海伸君	4番 田中大君	6番 田中茂勝君
7番 太田満則君	8番 倉内清一君	9番 畑井勝廣君
10番 田中光弘君		

欠席議員 1名

議長 船橋健人君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船橋茂久君	副町長 山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君	総務課指導監 金津良紀君
企画政策課長 塩越信子君	税務課長 柴田正一君
町民課長 千代谷文徳君	福祉介護課長 竹達暁教君
福祉介護課指導監 須藤昌毅君	健康増進課長 大水要君
健康増進課指導監 森山実希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂井智也君
水産商工観光課長 畑井幸治君	地域整備課長 三津谷博君
地域整備課上下水道管理室長 近藤吏君	会計管理者 工藤英仁君
平内中央病院事務局長 小形正樹君	平内消防署長 鈴木建君
教育長 渡辺伸一君	学校教育課長 須藤鉄博君
生涯学習課長 小林正人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿 事務局副指導監 石岡 むつき

振鈴（午前10時00分 開 会）

副議長（木村良一君）皆さん、おはようございます。

船橋議長は入院のため本日から欠席となりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

会議に入る前にお願いがあります。携帯電話、スマートフォン等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。

ただいまから、令和8年第2回平内町議会定例会を開会します。

出席議員は10人でありますので、会議は成立します。

直ちに、本日の会議を開きます。会議は、議事日程表、第1号により進めます。

日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭を取らせますので、全文を続けて朗読願います。全員起立願います。

(町民憲章を朗読)

副議長（木村良一君） 御着席願います。

次に、諸報告を行います。議長報告を、事務局長に朗読させます。

事務局長（船橋 寿） それでは、議長報告を、朗読いたします。

今定例会に町長より提出されました案件は、「報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕」、「報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算〕」、「報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕」、「議案第34号 令和8年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第35号 令和8年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第36号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、「議案第37号 平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第38号 工事の請負契約について〔平内町立小中学校校舎照明改修工事〕」、「議案第39号 財産の取得について〔ホイールロード〕」、「議案第40号 財産の取得について〔除雪トラック（7t級）〕」、「議案第41号 和解及び損害賠償の額の決定について」以上11件であります。

次に、報告関係では、町長より、「報告第8号 令和7年度平内町一般会計繰越明許費の繰越計算書について」、「報告第9号 令和7年度国民健康保険平内中央病院事業会計予算繰越計算書について」、「報告第10号 令和7年度平内町水道事業会計予算繰越計算書について」、「報告第11号 令和7年度平内町下水道事業会計予算繰越計算書について」、「報告第12号 令和7年度平内町介護保険特別会計繰越明許費の繰越計算書について」、「報告第13号 平内町新型インフルエンザ等対策行動計画について」、また、「町政経過報告」がありましたので、各位に配布しております。

次に、平内町監査委員から、「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、各位に配布しております。

また、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の、職・氏名及び職務のために出席した者の、職・氏名については、お手元に、お配りしておりますので、御了承願います。

以上で、議長報告の朗読を終わります。

副議長（木村良一君） 以上で、諸報告を終わります。これより日程に入ります。

◇

日程第1、会議録署名議員の指名

副議長（木村良一君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、船橋侑雅君、2番、荒内 護君を指名します。

◇

日程第２、会期の決定

副議長（木村良一君） 日程第２、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から６月１２日までの５日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から６月１２日までの５日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。

◇

日程第３、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

副議長（木村良一君） 日程第３、「報告第５号」から「報告第７号」まで、及び「議案第３４号」から「議案第４１号」までの以上１１件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） おはようございます。

本日ここに、令和８年第２回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会には、専決処分した事項の報告及び本年度の一般会計補正予算案並びに条例の改正案等、合わせて１１件を提出しておりますので、その概要について御説明申し上げ、議案審議の御参考に供したいと存じます。

報告第５号から報告第７号までは、いずれも「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」であります。

まず、報告第５号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和７年度平内町一般会計補正予算〕」であります。歳入では、特別交付税交付額の確定及び国庫支出金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の実績に伴い増額となりました。

また、歳出については防災行政用無線設備更新事業の監理業務委託料、青森県特別保証融資制度保証料補給金、教育総務関係給与費の実績額の確定により増額となりました。その結果、歳入超過となり、財政調整基金繰入金及び公共施設等整備基金繰入金の減額による財源調整が必要となりました。以上のことから、地方自治法の規定により、歳入歳出ともに３５万２千円の増額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに８７億２，５３９万円となりました。

一方、防災業務費における洪水ハザードマップ作成業務委託について、県が作成した洪水浸水区域想定公表が令和８年３月２７日となり、作成期間を設けられなかったことにより、平内町防災倉庫整備事業においては、新庁舎の設計と一体的に進めたため設計の完成に遅延が生じたことにより、庁舎移転事業においては、新庁舎設計業務に合わせて什器及び備品計画策定作業着手が遅れたことにより、物価高騰対応支援給付金給付事業においては、申請期限を令和８年６月１日までと設定したことにより、物価高対応子育て応援手当支給事業においては、未申請者及び令和８年３月出生児分の申請及び支給決定が４月以降に発生する見込みであることにより、農業総務事務費においては、町農業振興地域整備計画の見直しに係る農地の選定及び関係機関との調整協議に不測の日数を要することにより、道路新設改良事業においては、豪雪の影響により工事が遅延したことにより、橋梁維持事業においては、国の補正予算による事業計画の再検討が必要になったことにより、小学校及び中学校施設維

持管理事業においては、国の「学校施設環境改善交付金」の内定通知が令和８年２月２４日であり、事業基本計画の策定に不測の日数を要することにより、下水道事業債償還基金においては、農業集落排水促進事業において、令和８年度実施予定の工事施工箇所と重複する部分について事業間調整が必要になったことにより、それぞれ不測の日数を要し、令和７年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定が必要となりました。

次に、報告第６号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和７年度平内町介護保険特別会計補正予算〕」であります。地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の内示額決定に伴い、歳入については国庫支出金を増額、歳出については総務費を増額し、歳入歳出同額の２億７千５百万円の増額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに１億５千６百万円、８億２千５百万円となりました。

一方、一般管理事業においては、令和７年度内の事業完了が困難な状況であることから、繰越明許費として設定いたしました。

次に、報告第７号「平内町町税条例の一部を改正する条例」であります。地方税法等の一部を改正する法律、地税法施行令等の一部を改正する政令、並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和８年３月３１日に公布され、原則として同年４月１日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があることから、専決処分したものであります。

以上３件は、いずれも緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法の規定により、令和８年３月３１日付けをもって、本職において専決処分したものであります。

次に、議案第３４号「令和８年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに３億５千２３万１千円を減額し、補正後の予算総額は、歳入歳出ともに８億９千６百万円、６億７千６万９千円となったものであります。

補正の主なものとして歳出では、畜舎等雪害復旧緊急支援事業、漁業災害資金利子補給事業、国民スポーツ大会事業等、急を要する事務、事業等の費用において新規及び増額計上し、小・中学校校舎の照明改修に係る経費について減額計上いたしました。

これら歳出に対する歳入の財源として、歳出に関連したそれぞれの収入見込額を計上したほか、財政調整基金繰入金を減額して歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第３５号「令和８年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに７万５千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに１億７千４百万円、１億２千２百万円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費を増額いたしました。歳入では、基金繰入金と国庫支出金を増額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第３６号「平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」であります。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和８年３月３１日に公布され、原則として同年４月１日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第３７号「平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」であり

ますが、青森県の公衆浴場入浴料金統制額が改定され、令和8年6月1日に施行されることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第38号「工事の請負契約について〔平内町立小中学校校舎照明改修工事〕」であります。管内小学校3校、中学校1校において、校舎教室等の照明器具を高効率で省エネルギーなLED照明に更新することで、環境負荷低減及びコスト削減を図りつつ、児童・生徒が快適に生活できる教育環境を整備するため、今回、学校施設環境改善交付金を活用し、事業を行うものであり、去る5月11日指名競争入札を執行したところ、興陽電設株式会社が落札し、仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号「財産の取得について（ホイールローダ）」であります。現在、外ノ沢埋立地で保有する同規格のホイールローダは平成8年に納入し、29年を経過しておりましたが、一昨年度末の作業中にエンジンが故障し、走行が不可能となりました。昨年度は地域整備課より除雪車を借用し、冬期間はレンタル車両により対応しておりました。この度、一般廃棄物処理事業債を活用し、更新するものであり、去る5月11日指名競争入札を執行したところ、最低価格者である日本キャタピラー合同会社青森営業所と仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号「財産の取得について（除雪トラック（7t級））」であります。現在保有する平成10年製の除雪トラックの老朽化が著しく更新が必要となりました。この度、社会資本整備総合交付金を活用し、更新するものであり、去る5月11日指名競争入札を執行したところ、最低価格者であるUDトラックス株式会社と仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号「和解及び損害賠償の額の決定について」であります。町道の損壊が原因の自動車物損事故について、損害賠償額を定め和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い御質問に応じ、さらに詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



日程第4、青森地域広域事務組合議会議員の選挙

副議長（木村良一君） 日程第4、「青森地域広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

青森地域広域事務組合議会議員の定数は2名であります。1人欠員が生じたので、その補充のため1人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦に決定します。

お諮りします。指名の方法については、副議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君） 異議なしと認めます。したがって、副議長において指名することに決定しました。

青森地域広域事務組合議会議員には、6番、田中茂勝君を指名いたします。

お諮りします。ただ今、副議長において指名いたしました、田中茂勝君を青森地域広域事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君） 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名いたしました、田中茂勝君が青森地域広域事務組合議会議員に当選されました。

当選者が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。自席をお願いします。（「はい」の声あり）はい、田中茂勝君。

6 番（田中茂勝君） ただいま、皆様の御同意を頂きまして、青森地域広域事務組合議会議員に推挙されました。平内町及び広域のために尽力してまいりたいと考えております。今後とも皆様方の御指導、御鞭撻のほど賜りますことをお願いいたします。大変ありがとうございました。



副議長（木村良一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。どうも御苦勞様でした。

（午前10時23分 散 会）

本日の会議に付した事件

日程第1、一般質問

出席議員 10名

副議長 木村良一君	1番 船橋侑雅君	2番 荒内護君
3番 内海伸君	4番 田中大君	6番 田中茂勝君
7番 太田満則君	8番 倉内清一君	9番 畑井勝廣君
10番 田中光弘君		

欠席議員 1名

議長 船橋健人君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長 船橋茂久君	副町長 山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君	総務課指導監 金津良紀君
企画政策課長 塩越信子君	税務課長 柴田正一君
町民課長 千代谷文徳君	福祉介護課長 竹達暁教君
福祉介護課指導監 須藤昌毅君	健康増進課長 大水要君
健康増進課指導監 森山実希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂井智也君
水産商工観光課長 畑井幸治君	地域整備課長 三津谷博君
地域整備課上下水道管理室長 近藤吏君	会計管理者 工藤英仁君
平内中央病院事務局長 小形正樹君	平内消防署長 鈴木建君
教育長 渡辺伸一君	学校教育課長 須藤鉄博君
生涯学習課長 小林正人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿 事務局副指導監 石岡 むつき

振鈴（午前10時00分 開 会）

副議長（木村良一君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前にお願いがあります。携帯電話、スマートフォン等をお持ちの方は電源を切るようお願いします。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が10人でありますので、会議は成立いたします。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。



日程第 1、一般質問

副議長（木村良一君） 日程第 1、一般質問を行います。

それでは、通告順に基づき、4 番、田中 大君の登壇を許します。（「議長、4 番」の声あり）

4 番、田中 大君。（「はい」の声あり）

4 番（田中 大君） 皆さん、おはようございます。

我が国は、現在、人口減少と少子高齢化の進行により大きな社会変革の時代を迎えております。地方においては、担い手不足や地域経済の縮小、公共サービスの維持など、多くの課題への対応が求められております。本町においても同様の課題を抱えておりますが、一方で、豊かな自然環境や陸奥湾の恵み、地域産業、人と人とのつながりなど、他地域にはない大きな魅力と可能性を有しております。こうした中、自治体には、従来の発想にとらわれることなく、国の制度や先進事例を積極的に活用しながら、地域の実情に即した施策を展開していくことが求められております。人口減少を前提としたまちづくりとともに、地域資源を生かした産業振興や関係人口の拡大、持続可能な財政運営など、将来を見据えた取組が重要であると考えております。

また、近年は自然災害の激甚化や物価高騰など、住民生活を取り巻く環境も大きく変化しております。行政には、住民の安全、安心を確保しながら、変化に柔軟に対応する姿勢が求められております。

議会の役割は、行政を監視することはもとより地域課題の解決に向けて建設的な提案を行い、よりよい町政の実現につなげることにあると考えております。私自身も地域の皆様から寄せられた声を真摯に受け止め、現場の実情を踏まえながら、政策提案に努めてまいりたいと考えております。

それでは、質問に入ります。

返礼品の見直しについて。

本定例会にあたり、私は本町の重要な自主財源の一つであるふるさと納税制度、とりわけ返礼品の在り方について、町の基本的な認識と今後の方向性を伺うものであります。

近年、ふるさと納税制度は、単なる寄附制度にとどまらず、地域の魅力発信、産業振興、さらには関係人口の創出に寄与する重要な政策ツールとして、その役割を大きく拡大してきております。本町においても、活ホタテやホタテ加工品を中心とした返礼品は全国から高い評価を受け、多くの寄附を集めてきた実績があります。これは地域の基幹産業である水産業と連動した極めて利にかなった取組であり、関係事業者の長年の努力と、創意工夫の賜物であると、まずもって高く評価するものであります。

しかしながら、ここに来て、本町のふるさと納税を取り巻く環境には、大きな変化が生じております。御承知のとおり、現在、ホタテの不漁が続いており、原材料の確保が困難な状況となっております。これにより返礼品としての供給量が制約され、結果として寄附の受入れ機会を逸している可能性があるのではないかと危惧しております。ふるさと納税は返礼品の魅力と供給体制に大きく依存する制度であります。いかに魅力的な商品であっても、安定的に供給できなければ、寄附者の期待に応えることはできません。現在のように主力商品が品薄となる状況においては、代替となる新たな返礼品の開発が急務であると考えます。

そこで、私は 1 つの方向性として、原材料の柔軟な調達と、地域内加工による付加価値創出という考え方を提案します。

具体的には、魚介類などの原材料を国内外から調達し、それを本町内に存在する水産加工場において加工することで、新たな返礼品を創出するというものであります。

本町には、長年培われてきた加工技術と設備があり、これを活用しない手はありません。原材料が

必ずしも町内産でなくとも、地域内で加工され、雇用や経済効果を生み出しているのであれば、それは十分に本町の価値として発信し得るものであると考えます。

また、町内の加工場の数を維持することと、現在以上の生産能力を維持したまま操業を続けていかなければ、税収や雇用を確保することができません。この考え方をより具体的に理解するため、他地域の先行事例に目を向けたいと思います。

その代表例が、岩手県宮古市における牛タン返礼品であります。宮古市は本来、ウニやアワビ、ホタテといった水産資源に恵まれた言わば海の町であります。

しかしながら、その宮古市において、ふるさと納税の主力返礼品として大きな成功を収めているのが牛タンであります。一見すると水産都市と牛タンという組合せは違和感があるかもしれません。しかし、その背景には、ふるさと納税制度の本質を的確に捉えた戦略があります。すなわち、ふるさと納税制度は、原材料の産地だけではなく、加工や付加価値にも価値を認める制度であるという点にあります。この制度の根幹にあるのがいわゆる地場産品基準であります。この地場産品基準のポイントは極めて重要であります。簡潔に申し上げます、原材料が地元産でなくとも、地域内で加工製造され、その工程において、価値の主要部分が生み出していれば返戻金として認められるという考え方です。実際に宮古市においても市内事業者による加工製造が行われ、基準を満たすことが条件とされております。つまり、牛タンの原料そのものは海外や他地域から調達されたものであっても、カット、味つけ、熟成といった加工工程が宮古市内で行われていけば、それは正当な宮古市の返礼品として、成立するのであります。ここに宮古市の柔軟な発想で取り組むという成功の本質があります。

さらに注目すべきは、このビジネスモデルの完成度であります。第1に、原材料を国内外から安定的に調達している点であります。牛タンは国内供給だけでは需要を満たせないため、アメリカやオーストラリアなどからの輸入が一般的であり、これにより、不漁や天候といった自然条件に左右されない安定供給体制を確立しております。

第2に、地元精肉店の加工技術による差別化であります。厚切り、手切り、熟成、独自の塩だれといった工夫により、単なる素材ではなく商品としての価値を高めております。

第3に、地域性の演出が巧みであることです。例えば、三陸の塩やコンブを使用することで宮古らしさを味の中に組み込んでいる点は非常に巧みな戦略であり、大いに参考にするべきです。

第4に、寄附者の満足度を高めるコストパフォーマンス設計であります。ボリューム感のある内容量と価格設定により、寄附額以上の価値があると感じさせる商品設計がなされております。

第5に、ポータルサイトとの連携によるマーケティングが挙げられます。需要分析や価格帯設定、パッケージ設計に至るまで、戦略的に商品開発が行われている点も見逃せません。

これらの要素が組み合わさった結果、宮古市の牛タンはふるさと納税のランキングにおいて全国1位を獲得するなど、従来の主力であった海産物を上回る成果を上げております。これは決して偶然ではなく、制度理解、加工技術、そしてマーケティングが融合した戦略商品であると評価すべきであります。ここから導き出される本質は明確であります。それは、一次産品に依存するだけではなく、加工によって価値を生み出す構造へと変換しているという点であります。この視点に立ったとき、本町が直面している課題は、単なる不漁の問題にとどまらず、産業構造そのものの在り方に関わる問題であると言えるのではないのでしょうか。私は、今こそ本町においても、原材料の産地のみならず、加工による付加価値で勝負する時代に対応した戦略転換が必要であると考えます。

また、不漁に左右されない返礼品構造への転換が持続可能な財源確保の観点からも不可欠であると認識しております。

さらに申し上げれば、ふるさと納税を取り巻く自治体間競争は年々激しさを増しており、従来の延長線上にある取組だけでは寄附者の選択肢の中で埋没してしまう可能性も否定できません。寄附者のニーズは多様化しており、単なる量的満足にとどまらず、地域性やストーリー性、さらには、事業者の顔が見える商品といった要素が重視される傾向にあります。こうした点を踏まえた商品開発が本町においても求められているのではないのでしょうか。

また、返礼品の開発に当たっては、寄附実績やレビュー分析、リピート率などのデータを活用した検証と改善を重ねていくことが重要であり、こうしたマーケティングの視点を取り入れることが、持続的な成果につながるものと考えます。

ここで視点を財政全体に広げて申し上げます。新年度予算は既に成立し、現在はその執行段階に入っておりますが、前年度当初予算と比較して基金の取崩し額が4億2,805万円であったのに対し、令和8年度当初予算では、7億8,444万5,000円となっており、前年度を大きく上回る水準となっていることから、財源調整における基金依存の度合いが一層高まっているものと承知しております。このため単独財源による補助金の一律2割カットや、事業の統廃合など、歳出の見直しが行われているものの、基金に依存した財政運営となっている状況であります。町長は予算提案にあたり、厳しい財政環境とそこでの苦渋の判断について率直に説明されております。この点については一定の理解を示すものであります。しかしながら、その不足分は基金の取崩しによって補填されており、形式上は収支が均衡しているものの、その実態は恒常的な歳入不足を基金で埋めている構造であると言わざるを得ません。基金は本来、将来に備えるべき財源であり、これを毎年度の不足補填に充て続けることは持続可能とは言えません。このままの財政運営が続けば、次年度以降、基金残高の状況によっては、予算編成そのものに大きな制約が生じる可能性も否定できないのではないのでしょうか。

一方で、税収の減少については、地方交付税により一定程度補填される制度となっており、当初見込みほど単純に財源不足へ直結しない可能性についても丁寧な分析が必要であると考えます。こうした点を踏まえると、今回の財源不足は、外的要因のみならず、歳出構造や事業の在り方そのものに起因する側面もあるのではないかと考えるところであります。

また、新庁舎建設事業については、既に地鎮祭も執り行われ、本年度より本格的に工事が進められております。これに伴う将来的な財政負担についても、避けて通ることのできない大きな課題であります。現状においては、基金の取崩しによる対応がなされているものの、これはあくまで一時的な措置であるべきであり、後年度においては、基金に依存しない持続可能な財政運営と転換していく必要があると考えます。

町長は、本年度、行財政運営の見直しの重要な年度と位置づけておりますが、その取組と同時に歳入確保策についても一層戦略的に進めていく必要があるのではないのでしょうか。とりわけ、ふるさと納税は、これまでの延長線上にとどまるのではなく、本町の財政を支える柱の一つとして、より積極的に位置づけていくべき段階に来ていると考えます。削減と見直しによる対応には一定の限界があり、今後はいかにして新たな財源を創出するかという視点が不可欠であると考えます。

そこで、以下について町長の見解を伺います。

第1に、現在のホタテ不漁による返礼品供給への影響について、町としてどのように認識しているのか。また、寄附額への影響についてどのように分析しているのかお示してください。

第2に、主力商品が供給制約を受ける中で、新たな返礼品開発の必要性についてどのような認識を持っているのか伺います。

第3に、原材料を町外、海外から調達し、町内で加工することによる返礼品開発について、地場産

品基準との関係も含めどのように進めていこうとしているのかお示してください。

第4に、本町内の水産加工事業者との連携を強化し、加工品開発を戦略的に進めていくべきと考えますが、町長の認識を伺います。

第5に、宮古市の牛タンのような成功事例を参考にしながら、本町独自のヒット商品を創出していくための具体的な方策について検討する意はあるのか聞かせください。

最後に申し上げます。

ふるさと納税は単なる財源確保の手段ではなく、地域の未来を形づくる重要な政策であります。だからこそ、目先の状況にとらわれることなく、中長期的な視点に立った戦略的な取組が求められています。本町がこれまで培ってきた水産加工の技術と経験を最大限に生かし、新たな価値を創出していくことこそが今後の持続可能な発展につながるものと確信しております。

以上で壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

副議長（木村良一君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、田中 大議員の質問にお答えをいたします。

返礼品の見直しについてであります。議員御指摘のとおり、ふるさと納税につきましては自主財源の確保という観点から町政運営上、大変重要な施策であると認識しております。とりわけ、当町におきましては、ホタテを中心とした水産資源が返礼品の核をなしており、これまで地域経済を下支えしてきたことは紛れもない事実でございます。

それでは、1つ目、ホタテ不漁による返礼品供給への影響についてでございます。

近年の海洋環境の変化などにより、ホタテの生産量や供給が不安定になっていることは町としても大きな課題だと認識しているところでございます。

ただ、寄附額全体への影響については一定程度踏みとどまっていると分析しております。

過去3年間の寄附実績は、令和5年度約6,500万円、令和6年度約6,800万円、令和7年度約5,100万円、また、寄附全体に占めるホタテ関連商品の割合は、令和5年度84.57パーセント、令和6年度76.12パーセント、令和7年度73.5パーセントとなっております。

この数字を見ますと、依然としてホタテが当町のふるさと納税の中心であることに変わりはありませんが、一方で、割合としては年々下がってきており、返礼品の構成が少しずつ多様化してきているとも分析しております。

つまり、ホタテ不漁の影響は当然あるもののホタテだけに依存しない形に徐々に移行し始めている状況だと捉えております。

次に、2つ目、新たな返礼品開発の必要性についてであります。町としても今後はホタテ以外の返礼品強化が必要だと思っております。

現在、米の返礼品を増やす取組を進めておりますし、既存返礼品についても内容や見せ方を改善しながら精度を高めていければとも考えております。

ただ、これからのふるさと納税は、返礼品を増やせばいいという時代ではないとも思っております。平内町の取組や地域づくりに共感していただき、平内町を応援したいと思って寄附していただける流れをつくっていきたいと考えております。

そのため、今後は、単なる返礼品競争ではなく、地域課題の解決や事業への共感を得る応援型、クラウドファンディング型の活用、例えば漁業支援や子育て支援、地域交通対策など、具体的な事業を示しながら返礼品に頼らない寄附募集についても勉強してまいりたいと考えております。

次に、3つ目、町外原材料を活用した加工品開発についてであります。ふるさと納税制度においては、地場産品基準との適合が大前提であり、この制度の趣旨を逸脱することはできません。その上で、町外原材料を活用する場合であっても、町内における加工工程や付加価値の創出が明確であれば、制度上認められる余地はあると認識しております。

したがって、国の基準を十分に踏まえつつ、制度の範囲内で最大限に地域経済の波及効果を生む形を模索してまいりたいと考えております。

また、制度対応や市場分析には専門的知識も必要であることから、今後はコンサルタント導入についても検討し、寄附額増加につながる戦略的な取組を研究してまいりたいと考えております。

次に、4つ目、水産加工業者との連携についてでございますが、ふるさと納税の成否は、行政単独で決まるものではありません。むしろ現場の事業者の皆様の発想力、商品開発力、そして挑戦意欲こそが原動力であると考えております。町といたしましては、従来以上に漁協や加工業者との連携を強化し、できる支援はしっかりと行ってまいります。

次に、5つ目、他自治体の成功事例についてであります。他自治体においては、地域資源を加工・ブランド化することで大きな成果を上げている事例もあるものと認識しています。

ただし、それは行政がつくらせるものではなく、地域の現場から生まれる創意工夫と挑戦の積み重ねによって初めて実現するものであります。

そのために、制度設計、情報発信、販路拡大といった環境整備に全力を尽くし、地域の潜在力を引き出すことに注力してまいります。

いずれにいたしましても、危機を言い訳にするのではなく、厳しい状況だからこそ平内町の新たな魅力づくりと持続可能な地域経営に全力で取り組み、平内町を応援してくださる方を全国に増やしていきたい、その思いで取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。（「議長」の声あり）

副議長（木村良一君） 4番、田中 大君。

4 番（田中 大君） 令和6年度約6,800万円だった寄附額が令和7年度には約5,100万円まで減少、実に約1,700万円も減少しているのに、一定程度踏みとどまっているという表現には到底納得のいくものではなく、既に大きな影響が出ている状況ではないかと考えます。

なので、町内水産加工事業者と連携し、具体的な商品開発にはスピード感を持って進めていくべきであります。ふるさと納税は単なる返礼品事業ではなく、産業政策そのものであると考えております。特に現在の財政状況を踏まえれば、削る行政ではなく、稼ぐ行政が求められます。加工による付加価値創出の可能性については是非、研究段階で終わらせることなく、具体的な行動につなげていただきたいと考えます。

以上で質問を終わります。

副議長（木村良一君） 以上で4番、田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、2番、荒内 護君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、2番、荒内 護君。（「2番」の声あり）

2 番（荒内 護君） 皆さん、おはようございます。

6月に入りヤマセが吹く日も多く、稲作や畑作農家には大変な日々が続く、身を案ずるところであります。

また、漁業においては、高水温被害が収まるどころか、魚種にまで影響してきている海の変化に大きな不安を抱えていることをお察しいたします。少しでも早く明るい兆しが見えることを願ってやみ

ません。

それでは、私から質問をさせていただきます。

まず初めに、移住・定住対策として、町管理の土地及び戸建て住宅の無償譲渡制度についてであります。

当町では、移住・定住対策として、空き家バンク制度、各種住環境支援があります。

空き家バンク制度は、2026年4月現在において登録件数22件、そのうち、売却済み物件が15件となっています。町民には関心度も高く、今後も効果が期待できるものと思っております。

一方、各種住環境支援については、新築住宅建設補助金制度で、最大80万円、中古住宅取得補助金制度では最大40万円、青森移住支援事業には100万円、医療福祉職子育て世帯移住支援金には100万円があります。これは一時的に補助金を支給する制度であって、例えば、大きな家財道具でも買えなくなってしまうと、そのように思います。移住・定住対策としては効果が薄いのではないのでしょうか。全国的にまだ僅かではありますが、移住・定住対策として、土地または戸建て住宅の無償譲渡制度を実施している自治体があります。これは人気も高く、効果を得ているということです。

そこで、当町にも、学校跡地等町管理の土地があります。これを希望者に無償で提供すること、そして、新築の戸建て住宅を町が建てて管理し、希望する人には、例えば25年から30年、もしくは40年住んでもらい、そのかかった経費を毎月の分割で町に納付していただく、納付が終わった後は住んでいる方に無償で譲渡する。

また、空き家についても、希望者があったら空き家を住みやすいように町でリフォームし、住んでもらう。そのかかった経費を毎月の分割で町に納付していただく、納付終了後は住んでいた方に無償で譲渡する。このほうが私は移住・定住対策として効果が高いのではないかと考えます。

そこで伺います。

以上のことを踏まえ、土地、戸建て住宅の無償譲渡制度を設けることについてのお考えをお聞かせください。

次に、街路樹の老木化の管理についてであります。

全国の公園や道路において、樹木の老木化や病気を原因とする倒木や落枝の被害が急増しています。全国の街路樹だけでも年間平均で約5,200本が倒木していると言われていています。当町でも例外ではなく老木化している街路樹があり、特に青少年ホーム前の街路樹である桜の木は、道路側に傾いて大変心配するところであります。街路樹は道路の附属物であり、自治体の道路管理者が管理することになっています。

そこで伺います。

街路樹の桜の木はどのようにこれから管理されていくのかお答えください。

最後に、平内町環状128号線の管理についてであります。

平内町環状128号線、松野木から馬門方面の（通称）農免道路は、国、県が建設し、平内町と野辺地町が管理することとなっています。もともとは農林漁業用の揮発油税の身代わり道路としてつくられた農免道路であり、当時は農耕用トラクターや、収穫用の車両が優先的に通行していました。しかし、普通車両の通行を禁止しているわけではないので、当時から普通乗用車も通行しておりました。後に格上げされ、環状128号線となったわけですが、その後も利便性が高く多くの町民が利用しております。その利用されている町民からは、草が伸びすぎて道路に倒れかかっているとか、草をきれいに刈ってあるのはいいが、道路標識のポールの周りに草が残っていて、それが道路に倒れてきて邪魔になっているとの声がありました。私も現地を確認いたしました。確かにそのような状況であ

りました。

そこで伺います。

環状１２８号線の道路の管理状況がどのようになっているのかお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

副議長（木村良一君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） それでは、荒内 議員の御質問にお答えいたします。

第１点目の移住・定住対策として、土地、戸建ての無償譲渡制度の設定についてであります。土地や戸建て住宅の無償譲渡制度につきましては、一部自治体において、移住・定住の促進や空き家対策として導入され、一定の成果を上げている事例があることは承知しております。

実施事例としましては、町有地の無償譲渡・無償賃貸のほか、自治体が用意した新築賃貸住宅に、一定期間家賃を払いながら住み続けた場合の無償譲渡、また、空き家バンク制度においてゼロ円の物件を取り扱うなどの方法がございますが、制度導入により移住・定住人口の増加が期待される一方で、町民との公平性や定住の実効性、当町の厳しい財政状況での新たな制度創設に伴う土地や住宅の整備、管理に係る経費等の財政負担など、整理すべき課題も少なくないと認識しております。

また、近年は各自治体が様々な移住支援策を展開しておりますが、過度な支援策の拡充の結果として自治体間の人口の奪い合いにつながっている状況であります。人口減少対策は重要な施策である一方、単に人の移動を促すだけでなく、いかにして人口の流出を防ぐかが大事であり、生まれ育った町民がこの地に根付き、継続して暮らしていただける環境づくりが何より重要であると考えております。

これらのことから、制度の導入につきましては現時点では考えておりませんが、今後も他自治体の事例や効果を十分研究し、当町の実情や財政状況を踏まえながら、持続可能な実効性のある移住・定住対策について検討してまいりたいと考えております。

次に、第２点目、街路樹の老木化の管理についてであります。まず、街路樹の管理につきましては、道路利用者や地域住民の安全確保を最優先に町が責任を持って対応していかなければならないものと認識しております。

議員御指摘の青少年ホーム前の桜については、令和３年に専門業者に委託し、樹木の状態観察を実施して、衰弱している樹木がないことを確認し、その後も住民等からの相談により剪定や伐採などを行っている場所ではありますが、倒木の可能性があるとの御意見でございますので、今後につきましても現地の状況を確認しながら倒木や落枝、いわゆる落ち枝の危険性がないか十分に点検を行い、必要に応じて剪定や伐採など適切な措置を講じてまいります。

一方で、町内には多数の街路樹や樹木が存在しており、全ての状況を常時把握することは現実的に難しい面もあります。

そのため、町といたしましては、日常的に地域を見守っていただいている町内会や行政連絡員、地域住民の皆様からの情報提供や要望を受けながら、危険箇所の早期把握に努めており、寄せられた情報に対しては迅速に現地確認を行い、専門業者の意見も踏まえながら適切な維持管理に努めているところでございます。

今後におきましても、町民の皆様から寄せられる情報を基に、街路樹の計画的な点検と維持管理を進め、安心して通行できる道路環境の確保に取り組んでまいります。

次に、第３点目、平内環状２８号線の管理についてであります。当該町道の管理につきましては、毎年、除草等の作業を業者に委託し、年２回以上の除草作業の実施をしているところでございます。

除草作業前に通行した際は、草が伸びている状況となっている場合もございますが、定期的の実施しているところでございます。

また、標識等の周りに草が茂っているとのことでございますが、今後は受託業者と作業方法を協議し、適切に管理していけるよう努めてまいりますので、御理解くださるようによりしくお願い申し上げます。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

副議長（木村良一君） 2番、荒内 護君。

2 番（荒内 護君） はい、答弁ありがとうございます。

まず、第1点の質問についてですが、今のところ確かに今、新庁舎等の建設もあつたり、私も予算を見ながら、財政が非常に厳しく大変だなというのは十分に理解しております。

この無償制度、やっぱり人口も長く住んでいただくと、そういうふうに継続していくことがとても重要だというふうに答弁の中でありました。この無償制度の理由としては、空き家の問題、人口流出等の解消です。その背景にあるのが空き家の有効活用、地域の労働者確保、管理コストの削減等があります。ただいまの答弁で、今後また検討するというふうな話もありましたので、いつかまたこの問題を再考するときが来るだろうというふうに思います。時は止まることなく流れております。時既に遅しとならないように、そのときは小さな支援ではなく思い切った施策が必要だろうと、いうふうに思います。

2つ目の質問ですが、これはもともと旧小湊小学校のグラウンドの周りに植えられたものでありまして、もう100年以上の歴史を持ち、思い出のある桜の木であります。桜の木も人と同じく、寄る年波には勝てず老木化が進んでいきます。倒木や落枝によって町民が誰一人として犠牲になるようなことがあってはいけません。

先ほどの答弁で、町内会や行政連絡員なども活用しながら、今後はきめ細かく観察していくというふうな答弁をいただきましたので、どうかそのように老木化を注視し、きめ細かい管理をお願いしたいというふうに思います。

3つ目ではありますが、年2回行っているということで、今年もう既に1回行われておりました。業者のほうにも、私いろいろ聞きました。除草剤を使うと道路の周りもきれいに枯れて処理ができるだろうと。だけれども、除草剤を使うことによって根も枯れてしまうと、となると土砂崩れのおそれ也非常に考えられるということで、なかなかこの除草剤については難しいというふうなことでした。年2回の作業後に、その草が残っている状態をその町の担当課のほうで把握できているのか、終わった後にそこら辺の作業後の確認ができているのか。ここをもう一度ひとつお答えいただきたいと思います。（「はい、議長」の声あり）

副議長（木村良一君） 地域整備課長。

地域整備課長（三津谷 博君） ただいまの御質問にお答えします。

除草作業ですが、毎年2回以上としています。毎年、この路線ではなく、ほかの路線も合わせて業者に作業を委託しているところで、実際は3回やったり、草が伸びている状況であれば4回やったりと、そこそこの状況に応じて対処しているところでございます。地域整備課としては定期的にパトロールを行って現地を確認しているというところでございます。

以上です。（「はい」の声あり）

副議長（木村良一君） はい、2番、荒内 護君。（「はい」の声あり）

2 番（荒内 護君） ありがとうございます。

年に2回、3回からまた4回というふうに非常に多くやっていたというふうに思いました。

今お答えがあったように、担当課の課長はじめ職員の皆さんがすぐに行動し、道路状況のパトロールをしている姿を私も何度も拝見させていただいて、町民の一人としてとてもありがたいというふうに思っているところでもあります。そのように、職員が一生懸命頑張って、道路もきれいになっているのに、ちょっとのところで町民に不満が生まれ、行政の仕事が低く評価されるというふうなことがとても私は残念だなというふうに思います。皆さんの仕事を町民の皆さんに分かっていただく、そしてできないこともなぜできないのかしっかりと説明していく、この繰り返しがとても大事なんだろうなというふうに思っております。

最後になりますが、地方公務員の理念は信頼です。その心構えは思いやりです。各課の責任者がその理念と心構えを少しでも実践でき、そして下の者に指導できれば、町民からの不満や誤解も減り、行政側の仕事を少しずつ理解していただくというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

副議長（木村良一君） 以上で2番、荒内 護君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩いたします。会議は11時より開きます。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

副議長（木村良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、6番、田中茂勝君の登壇を許します。（「議長」の声あり）6番、田中茂勝君。（「はい」の声あり）

6 番（田中茂勝君） 田中茂勝です。

通告に基づきまして一般質問を行います。

まずは、日頃の町の医療を支えている医師、看護師、そして病院職員の皆様方に敬意を表したいと思います。今回の質問の表題の1つ目は、平内中央病院のリハビリ機能強化を生かした地域活性化について。

2つ目は、滞在型まちづくりと宿泊環境の整備についてであります。

この2つ目の質問では、1つ目の質問を補完するような内容で構成しておりますので、どうか御了承願います。

それでは、1つ目の平内中央病院のリハビリ機能強化を生かした地域活性化とこれに伴う経営改善についてお尋ねします。

現在、平内中央病院では、リハビリテーション分野に力を入れており、理学療法士11名、作業療法士8名、言語聴覚士2名、合わせて21名体制で運営されております。これにより、心大血管、呼吸器、脳血管、運動器、がん患者リハビリなど幅広い分野に対応しており、訪問リハビリや通所リハビリなども展開されております。

また、地域包括ケア病床を有し、住みなれた地域で暮らし続けることを重視した取組も進められております。

しかし、自治体病院を取り巻く環境は厳しく、人口減少や高齢化の進行、医療人材確保の課題などで経営面でも大きな課題を抱えております。そのような中であって平内中央病院のリハビリ機能は単なる医療サービスではなく、町の将来を支える重要な地域資源になるものであると私は考えております。

そこで、以下4項目について質問いたします。

1、リハビリ特化型病院としてのブランド化についてであります。

高齢化社会では、脳卒中後の回復期リハビリや整形外科手術後の機能回復、心臓リハビリ、呼吸器リハビリのほか、在宅復帰などの需要は今後さらに高まるものと考えられます。町としてリハビリに強い病院として県内外へ積極的に情報を発信し、患者受入れを強化する考えはあるのかお伺いをいたします。

2、人材育成と若者定住についてであります。

現在、平内中央病院では学会での発表や専門資格取得にも積極的に取り組んでおります。これは地方病院として非常に価値のある取組です。これは日本リハビリテーション医学界が、専門員制度の中で学会発表を必須条件としており、地方病院でも学術活動を行うことを医療の質向上に直結するものとして公式に評価しております。

また、専門資格を持つスタッフがいるということは病院の質を証明するものになります。

今後、リハビリ専門職の研修拠点化、学生実習受入れ、地域医療教育、首都圏専門学校との連携などを進めれば、若い医療人材の流入や移住促進にもつながるものと考えます。人口減少時代においては、仕事を理由に人が来る町、これをつくるのが新たな視点として重要ではないでしょうか。平内中央病院は町の雇用政策、定住政策の中心になる可能性が非常に大きい存在であると考えます。町として、医療人材確保と地域定住を一体的に進めていく考えはあるのでしょうかお伺いいたします。

3、病院経営改善に向けた具体的数値目標について。

自治体病院の経営は大変厳しい状況にあります。改善のためにはどの分野を強みにするのか、どの患者層を重点重点対象にするのか、どの程度の利用者増を目指すのかという視点が必要であると考えます。特に平内中央病院の場合、リハビリと在宅復帰支援は大きな強みであることから、リハビリ利用者数や訪問リハビリ件数、在宅復帰率、町外患者の割合、病床稼働率などについて、今後どのような数値目標を設定し、経営改善につなげていくのか具体的な考えをお伺いします。

4、リハビリ施設や機材の充実についてであります。現在、病院経営が厳しい中、空き病室を活用するなど、医療スタッフや病院で様々な工夫を凝らして仕事をしています。施設や機材をより充実させ、医療スタッフが効率よく仕事ができ、患者の回復に寄与できるよう環境を整備すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

それでは、次に、2つ目の質問に移ります。

滞在型まちづくりと宿泊環境の整備についてであります。

平内町は、夏泊半島と陸奥湾の景観、浅虫温泉に近く、比較的穏やかな自然環境など大きな地域資源を持っています。さらに医療、福祉分野における可能性があります。町内の宿泊施設は限られており、観光客のみならず工事関係者、出張者、さらにはリハビリや療養目的で滞在する方々には十分な受皿があるとは言えない状況です。町のホームページでは宿泊施設として、夜越山ケビンハウスやゴルフ場に併設した海浜ロッジなどが紹介されていますが、長期滞在や医療的滞在に対応できるような施設ではございません。

近年、人口減少や高齢化に伴い全国的に空き家の利活用が課題となっておりますが、当町では、既に平内町空き家等バンク制度を整備し、移住・定住促進に取り組んでおります。さらに、空き家取得や改修に対する支援制度も整備されております。

私は、これらの既存の制度をさらに発展させ、観光客向けの滞在施設、工事関係者向けの長期宿泊者、リハビリや療養目的の滞在施設、家族が付添い用の簡易宿泊施設、移住体験住宅などとして活用

することが地域経済の活性化と関係人口の拡大につながるものだと考えます。特に平内中央病院のリハビリ機能の強化と連携した医療滞在型の取組は、平内町独自の特色となるという可能性があるのではと考えます。

町長におかれましては、平内町の人口克服と、新たな産業の育成という希望的、発展的見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

副議長（木村良一君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） それでは、田中茂勝議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の平内中央病院のリハビリ機能強化を生かした地域活性化についての1つ目、リハビリ特化型病院としてのブランド化についてであります。当院では医学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を配置し、急性期後の回復支援や在宅復帰支援、訪問リハビリテーションなど地域の実情に応じたリハビリテーション医療の提供に努めております。

一方で、リハビリテーション医療につきましては、診療報酬制度上、対象となる疾患や病期ごとに実施可能な期間、頻度及び単位数などが定められており、患者一人一人の状態に応じて最も効果的かつ効率的な利用を実施しているところであります。

また、入院患者の受入れに当たっては、リハビリ専門職のみならず、主治医となる医師や看護師等の医療提供体制全体を踏まえる必要があります。医師の受け持ち患者数にも一定の限界があることから、単純にリハビリ機能のみを拡大できるものではないと認識しているところでございます。

現在、自治体病院を取り巻く環境は、医師不足をはじめ非常に厳しい状況が続いており、まずは地域に必要な医療提供体制を安定的に維持していくことが重要であると考えております。

そのため、現時点においてリハビリ特化型病院として県内外へ大規模な患者受入れを推進する考えはございませんが、引き続き、地域包括ケアを支える病院として関係医療機関との連携を図りながら地域に必要とされるリハビリ機能の維持・充実に努めてまいります。

次に、2つ目、人材育成と若者定住についてであります。当院では、リハビリ専門職の人材育成につきまして、年間約20名の実習生を受け入れており、その一部については採用にもつながっているところでございます。

また、健康増進課や福祉介護課と連携した介護予防事業や健康教室等への講師派遣のほか、県内医療従事者向け研修会等において講演を行うなど、地域医療への貢献と専門性向上に努めております。

このような取組が、学生や若手医療従事者に対し、地域医療への理解を深める機会となり、一定の好循環につながっていることを認識しております。

一方、医療人材の採用につきましては、地域医療需要、病床規模、医師数及び経営状況等を総合的に勘案し、中長期的視点で計画的に進める必要があります。

現在のリハビリ専門職21名体制につきましても、現時点の病院規模や医療需要を踏まえた配置として運営しているところであり、現段階において、研修拠点化や首都圏専門学校との新たな連携拡大、あるいは大幅な採用枠拡大等は考えておりません。

今後につきましては、地域医療を支える人材の育成と確保に努めながら、持続可能な病院運営との均衡を図ってまいります。

次に、3つ目、病院経営改善に向けた具体的数値目標についてであります。当院では、公立病院経営強化プランに基づき、各種指標を用いながら病院運営の改善に取り組んでおり、令和6年度実績については、先般、評価委員会を開催し、田中議員はじめ、委員の皆様にも御説明し、会議録も病院

ホームページで公表しているところでございます。

改めまして、令和6年度実績を御説明いたします。

リハビリ利用件数は延べ1万7,561件、訪問リハビリ件数は延べ3,156件となっております。リハビリは1単位20分で患者の状態に合わせて医師やケアマネジャーが必要単位数を設定するため、人数や利用件数として目標設定しておりません。

また、在宅復帰率については、診療報酬上72.5パーセント以上と規定されておりますが、目標を90パーセントに設定しており、実績値は87.4パーセントでありました。今後もクリアに向けて関係機関等と連携を強化してまいります。

次に、町外患者割合につきましては、外来患者、入院患者とも約10パーセント程度となっておりますが、当院は地域住民の医療確保を第一義として運営していることから、町内外割合そのものを目標値として設定しているものではありません。

また、病床稼働率については年間80.5パーセントを目標とし、令和6年度は75.0パーセントでありましたが、病床を有効活用しながら安定的な病院運営につなげることが重要であると考えておりますが、一方で、感染症対応や救急受入れ等への備えも必要であることから、単純な数値のみを追求するのではなく、医療提供体制全体との均衡を図りながら運営しているところであります。

今後につきましても、地域医療の役割を果たしながら、効率的かつ安定的な病院経営に努めてまいります。

次に、4つ目、リハビリ施設・機材の充実についてであります。当院では、限られた施設面積の中で、病床機能、外来機能及びリハビリ機能等の調整を図りながら、既存施設を有効活用しているところであります。

議員御指摘のとおり、医療機材や施設環境の充実は重要であります。新たな施設改修や大型機材導入には多額の費用を要することに加え、維持管理費用も継続的に発生してまいります。

また、現在の病院経営を取り巻く状況を踏まえ、現時点において具体的な拡張計画等はございません。

今後につきましては、患者構成や利用ニーズ、経営状況等を総合的に勘案しながら既存施設及び機材を最大限有効活用し、必要な機能確保に努めてまいります。

次に、第2点目、滞在型まちづくりと宿泊環境整備についてであります。平内町空き家等バンク制度につきましては、空き家所有者と利用希望者とのマッチングを目的として実施している制度であり、移住・定住促進を主な目的としているものであります。

そのため、議員御提案のような①観光客向けの滞在施設、②工事関係者向け長期宿舍、⑤移住体験住宅など、不特定多数を対象とした宿泊事業等への直接的な転用を制度上想定しているものではありません。

一方で、民間事業者や個人が空き家を改修し、宿泊事業や長期滞在事業等を展開することにつきましては、地域活性化の観点から一定の可能性はあるものと認識しております。

また、③リハビリや療養目的の滞在につきましては、当院においては、必要に応じて入院医療の中でリハビリテーション、栄養管理、服薬管理等を総合的に提供しており、そのことが患者の早期回復や安全確保につながるものと認識しております。

さらに、④家族付添い用宿泊施設につきましても、当院は急性期高度医療機関とは異なり、主として回復期及び慢性期患者の受入れを担う後方支援病院としての役割を果たしていることから、県立中央病院等で見られるような術後や重症患者家族の待機需要とは性質が異なるものと考えております。

加えて、当院入院患者の多くは町内居住者であることから、現時点において、病院周辺に新たな宿泊施設整備を必要とする状況にはないものと認識しております。

今後につきましては、人口減少や高齢化、地域経済動向等を踏まえながら、民間活力も含めた地域資源の活用の可能性について検討してまいります。

以上でございます。（「はい」の声あり）

副議長（木村良一君） 6 番、田中茂勝君。

6 番（田中茂勝君） 私の今回の質問は、非常にこの平内町のリハビリ科が非常に優れているというふうな評価をいただいているというふうなことでございます。

ここで1つ伺いたいのは、今、市町村、市のほうでは大きな病院がありますから比べても仕方がないわけですが、県内の町村の部で平内町のリハビリ科というのは、職員体制なんかで比べると、平内町よりか優れているとか、そういうところはあるのでしょうか。

副議長（木村良一君） 病院事務局長。

平内中央病院事務局長（小形正樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当院のリハビリの提供体制、大変高く評価いただきありがとうございます。公立病院においては、リハビリのこの21人体制と、病院病床規模からいきましても、当院のリハビリは多い職員体制で、リハビリに特化している病院と言っても過言ではないと思います。

また、周辺地域には民間病院もございますけれども、民間病院でも同規模、それ以上のリハビリを提供している競合施設もあると承知しております。（「はい」の声あり）

副議長（木村良一君） 6 番、田中茂勝君。

6 番（田中茂勝君） 我がほうの病院だけではなく、そういうふうな病院もあるんだと、こういうふうなことだと思います。そういうふうなことではありますけれども、この平内町の現状を考えたときに、私の前に質問した同僚議員も、話の端々の中に、いわゆる人口減少、そして町の活性化というふうなことを考えたときに何かをしなければならない、いろいろな部分で行動を起こさなければならないというふうなこともおっしゃっておりました。

私は今回この平内中央病院のリハビリ科というふうなものを一つの起爆剤としてやっていけばいいなというふうに考えておまして、今回の質問になったわけです。

今の宿泊施設とか、そういうふうなものの関係からも言ってもなかなかできにくいと、いわゆる行政が宿泊施設を運営するというふうなことはなかなかないわけですが、いわゆるいろいろなものを斡旋するとか、あるいはそういうシステムを提供するとか、そういうふうなことはできるというふうに考えております。

でありますので、ここの町の今、平内中央病院でこれが割と優れているというふうなものを生かして、そしてそこに来る人をいかに町に滞在させるかと、町に関係させるかというふうなことで取り組んでいけばいいなというふうに考えています。私、今お話しした取り留めのないようなことですが、そのことに対して町長として何か言うことはありますでしょうか、あったら一言お願いします。（「議長」の声あり）

副議長（木村良一君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 今、田中議員からいろいろな案が出されましたが、結果としてそれに全部応えるということではできません。

以上です。（「はい」の声あり）

副議長（木村良一君） はい、6 番、田中茂勝君。

6 番（田中茂勝君） 町がやるというふうなことはできません。これは私も同じであります。

今後、平内町が活性化するように、あるいはまた人口が少しでもとどまるように民間の力を活用できるような、そういう組織、いわゆる私、持論ですけれども、株式会社平内をできるように、そういうふうにして、いろな団体というのですか、そういうふうな組織をつくっていけばいいなというふうなことを申し上げて、質問を終わります。

副議長（木村良一君） 以上で6番、田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は午前10時から会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれにて散会します。

どうも御苦労さまでした。

（午前11時30分 散 会）

本日の会議に付した事件

日程第1、一般質問
 日程第2、質 疑
 日程第3、議案付託

出席議員 10名

副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君	2 番 荒 内 護君
3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君	6 番 田 中 茂 勝君
7 番 太 田 満 則君	8 番 倉 内 清 一君	9 番 畑 井 勝 廣君
10番 田 中 光 弘君		

欠席議員 1名

議 長 船 橋 健 人君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田 中 正 美君	総務課指導監 金 津 良 紀君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 千代谷 文 徳君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂 井 智 也君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 三津谷 博君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 工 藤 英 仁君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	平内消防署長 鈴 木 建君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿 事務局副指導監 石 岡 むつき

振鈴（午前10時00分 開 議）

副議長（木村良一君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前にお願いがあります。携帯電話、スマートフォン等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が１０人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第３号により進めます。



日程第１、一般質問

副議長（木村良一君） 日程第１、昨日の会議に引き続き一般質問を行います。

それでは、１０番、田中光弘君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）１０番、田中光弘君。

１０番（田中光弘君） おはようございます。

通告の順に従い一般質問を行います。

第１点目は、風力発電事業についてであります。

最初に、（仮称）平内陸上風力発電事業について質問いたします。

平内ウィンドファーム合同会社による事業区域は、夜越山後方から南側の松野木にかけての国有地に設置する風力発電事業で、１基当たりの発電出力４,０００キロワットで１２基、総発電出力４万８,０００キロワットの大型発電整備です。風車の規格が野辺地、柴崎風力や野辺地町から横浜町海岸にかけての風力発電機よりも大型で、設置箇所は、両地区が平地に対し、山間部であることから事業の推移を注目してきました。工事開始予定が２０２８年、令和１０年４月と２年を切っています。運転開始が令和１１年７月の３年後です。

私が令和４年１２月の第４回定例会で質問した時期は、関係機関の動きとして、１１月１６日に経済産業省で青森県知事の環境影響評価の意見を審査し、１２月１５日に経済産業大臣が勧告しています。勧告内容は、環境影響評価の項目並びに調査予測及び評価の手法として、１つに、水質の調査に当たっては専門家等からの助言も踏まえ、適切に調査予測及び評価を行うこと。

２つに、魚類及び水生動物の調査に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切に調査予測及び評価を行うこと。

３つに、人と自然との触れ合いの活動の場の調査については、ハクチョウの渡来する時期も勘案して、適切に調査回数を設定することとの勧告でありました。

経済産業大臣の勧告があってから３年半経過いたしました。その後の情報は見当たりません。

工事開始予定が、令和１０年４月と、２年を切っていますので、事業の現況、進捗をお伺いするものです。

２つ目に、（仮称）平内風力発電事業についてであります。

日本風力開発株式会社の出資金１００パーセント子会社の平内風力開発株式会社による松野木、口広、狩場沢地区に、１基当たりの出力４,２００キロワットの風車数が９基、総出力３万７,８００キロワットの風力発電事業が計画されております。日本風力開発関連会社の実績として、全国で３０４基、うち３分の１が青森県内で、８発電所１０１基が運転を開始し、さらに５発電所の１７基が工事中とのことであります。

このたびの当町への計画は、風車の規格が下部、鉄柱が１０４メートル、ローターの直径、羽根が１３６メートル、これは１本の羽根が６４メートルで、高さ１７２メートルと、中泊町のウィンドファームズ津軽、野辺地柴崎風力、平内陸上風力発電事業より、全体として１割増しの大きさと、全国でも最大級クラスの超大型設備であります。

工事開始は５年後の令和１３年１月、運転開始が７年後の２０３３年、令和１５年４月を目指す

しております。

現在は設計計画素案で初期の段階です。入り口の段階ですので、その点を押さえ、次の5項目ほどお伺いいたします。

1つに、平内風力開発株式会社が、町に事業計画を示したのはいつかお伺いいたします。

2つ目に、青森県再生可能エネルギー共生税条例に基づき、1キロワット、年間110円から1,990円の課税があり、納税額は青森県自然地域と再生可能エネルギーとの共生条例で定められた区域、区分、発電施設により異なる点について、事業者から示されたのかお伺いいたします。

3つ目に、広報ひらな5月号で、事業者による5月17日、青少年ホームでの意見交換会開催の紹介が掲載されましたが、会場内での参加者からの意見等について状況をお伺いいたします。

4つ目に、意見交換会后に、事業者から町に対し報告や協議が行われたのかお伺いいたします。

5つ目に、風力発電機の風車はハブ全長104メートル、ローターの直径、羽根が136メートル、高さ170メートルの県内、全国でも最大級クラスの超大型設備であります。よって、事業者が今後予定している調査、環境影響評価、工事計画等について、町はどのように把握しているのか。

また、今後の事業者との協議内容について、町民へ適切に情報を公開していくのかお伺いいたします。

2点目に、クマ対策についてであります。

全国的に春の時期においてクマの出没、目撃回数が例年より多いように見受けられます。

当町では、5月の1か月間で、8日、9日、16日2件、17日、23日、29日と7件に及びました。昨日、狩場沢駅付近でも目撃されました。

そこで、次の点をお伺いいたします。

その1つとして、5月16日は正午頃に内童子橋付近、2時間後の午後2時10分頃に平中地区との目撃放送でしたが、平中は第一平中、第二平中と住宅街なうえに広範囲な地域です。町では、目撃情報ごとに防災無線による注意喚起や、公式LINEで周知を図っておりますが、住宅街に出没した際は、詳細に場所を示すべきであると考えます。見解をお伺いいたします。

2つ目に、読者数が多い地方新聞である東奥日報は、県内のクマ目撃として、市町村からの発表として掲載しております。当町では、5月中に7件の目撃があるのに、町民からは、新聞になぜ載らないかと疑問が寄せられます。

そこで、情報発信方についてお伺いいたします。

3つ目に、クマの行動範囲把握に、近年ではGPS発信機による位置把握、AI監視カメラ、出没情報アプリなど、先進技術を活用した対策が全国で進めております。危険を未然に防ぐためには、事前にクマの行動範囲を早くから把握し、迅速に情報を共有する体制整備が必要です。取組方についてお伺いいたします。

3番目に、平内町立山村開発センターについてであります。

町ホームページで、町山村開発センター大集会室の施設利用終了のお知らせとして、令和7年12月8日月曜日に発生した青森県東方沖を震源とする地震の影響により施設に破損が確認された大集会室の施設利用と新規予約受付を終了いたします。今後利用再開予定はありません。大集会室以外は今までどおり利用できると掲載しております。

そこで、次の点をお伺いいたします。

1つに、大集会室の破損を改修せずに、利用終了とした経緯を。また、新役場庁舎開庁に伴い、施

設を閉鎖とも声が伝わってきておりますが、今後の方針をお伺いいたします。

2つ目に、開発センターは中央公民館としても位置づけられております。小湊第一分館、第二分館として、公民館活動の拠点とし小湊地区の町内会が存在しておりますが、中央公民館としての対処方についてお伺いし、壇上での質問を終わります。（「議長」の声あり）

副議長（木村良一君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） おはようございます。

それでは、田中光弘議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の風力発電事業について、1つ目、（仮称）平内陸上風力発電事業についてであります。

事業者である平内ウィンドファーム合同会社から、令和4年3月に、初めて当町に対して事業の概要説明があり、6月には環境影響評価方法書の提出、また、7月には住民説明会も実施されておりましたが、令和6年2月の当町との打合せ以降、事業者からの連絡が途絶えております。

また、令和7年2月には、当事業の主要事業者である「NC電源開発株式会社」の代表取締役らが破産法違反により逮捕されていることから、当事業は計画段階で停止している状況だと推察しております。

次に、2つ目、（仮称）平内風力発電事業についての①事業者が当町への事業計画を示した時期であります、当事業の事業者である日本風力開発株式会社より初めて事業計画の素案が示されたのは、令和4年7月であります。

次に、②青森県再生可能エネルギー共生税条例についての事業者からの説明であります、事業者から直接条例についての説明を受けておりませんが、当税条例が施行される以前に、県主催で開催されました市町村向けの説明会に出席し、共生条例に規定された地域区分及び発電施設区分に応じて税率を設定している等の説明は受けております。

次に、③5月17日に開催された意見交換会の状況であります、まず、当日の参加者は町職員、県職員を除いて13名でありました。事業者からの事業内容の説明の後、質疑応答がありましたが、参加者からは防衛省関連施設に係る高さ制限や東小学校への騒音・振動等の影響、地元雇用と地元企業の活用などに関する意見・質問が出ております。

次に、④意見交換会開催後の事業者から町に対する報告、協議につきましては、5月17日の意見交換会後の5月21日に、事業者から作成された会議録が提供され、町民からの意見・質問の内容と事業者からの回答について情報提供がなされております。

次に、⑤事業内容の把握と協議内容の情報公開についてであります、今後、事業者が予定している調査・計画等についての進捗状況に応じ、その都度、説明や資料の提供を求め、動向を注視し、県とも連携して情報収集に努めていきたいと考えております。

また、情報公開については、あくまで再生可能エネルギー施設の設置計画及び地域区分の最終認定は県が行うこととなっており、平内風力発電事業についても、県のホームページで現状状況が公開されているため、町としてはどこまで協議内容や情報公開を実施するのか検討は必要であります、町民の皆様が計画内容や進捗状況を把握することができるよう対応してまいります。

次に、第2点目、クマ対策についての1つ目、民家付近に出没した際の詳細に場所を示すべきではないかについてであります、現在、目撃情報があった場合、目撃場所を聞き取りして、付近の公共施設・河川・橋りょう・鉄道踏切などの様々な構造物を目印に、町民へ分かりやすい情報発信に努めているところでありますが、目印がない住宅地や商業施設等で目撃された場合においては、町民の安

全確保を最優先としながらも、個人情報や風評被害に配慮し、やむを得ず地区名での周知にとどめているところでありますので、御理解いただきたいと考えております。

次に、2つ目、クマの目撃情報に係る新聞紙面による情報の発信方についてであります。近年、全国的にクマの市街地周辺への出没が相次いでおり、当町におきましても住民の安全確保が重要な課題となっております。クマの目撃情報の発信につきましては、現在、防災行政無線や町の公式LINEを活用して迅速な情報提供に努めているところでございます。

議員御指摘の新聞紙面を活用した情報発信につきましては、インターネットを利用されない高齢者層をはじめ、幅広い方々への周知に有効な手段の一つであると認識しております。一方で、クマの出没情報は緊急性が求められることから新聞掲載までに時間を要するため、速報性の高い既存の情報発信との役割分担を図る必要があるものと考えております。

今後につきましては、地域住民への効果的な注意喚起を行うため、新聞社との連携の可能性も含め、より多様な情報発信の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の、クマの行動範囲を把握し、迅速に情報共有する体制整備が必要であるが、その取り組みについてであります。議員御指摘のとおり、近年、GPS発信機やAI画像解析カメラ、ドローンなど最新技術を活用し、クマの行動範囲を把握する取組が全国で進められているところであります。

しかし、最新技術導入につきましては、職員の資格取得や維持管理等に一定の費用を要することから、町の財政状況を踏まえ、費用対効果を十分検討する必要があると考えております。このため、まずは既存の町公式LINEや防災行政無線、県のくまログあおもりなどを最大限に活用した情報共有体制の充実を図るとともに、国や県の補助制度、先進自治体の事例など段階的に導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目、平内町立山村開発センターについての1つ目、大集会室の破損を改修せずに利用終了とした経緯についてであります。昨年12月に発生した地震により被災した当該大集会室につきましては、つり天井崩落の危険性が高まったことから、安全確保のため直ちに利用を停止し、復旧の可能性を模索いたしました。

しかしながら、損壊した機能の回復には多額の改修費用が見込まれることに加え、建築年数の経過に伴い、ボイラーや配管などへの波及的な改修工事が必要となるリスクも否定できない状況にございます。

役場新庁舎完成が間近となっている中で、限定的な機能の維持に対して多額の投資を行うことは、将来にわたる財政負担を増大させることにつながります。財政の健全性を維持しつつ、持続可能な行政サービスを提供するための不可避な選択として改修を行わずに利用を終了することといたしました。

なお、これまで利用していた方々には、代替施設として青少年ホームを御案内し、順次利用いただいているところでございます。

また、新庁舎完成後の方針につきましては、現在決定はしておりませんが、閉鎖する方向で検討しており、決定し次第、ホームページ等で周知いたします。

次に、2つ目、小湊第一、第二公民館分館長との協議を図っているのかについてであります。これまで両分館とも開発センターを利用し、役員会等を実施しているところでありますが、大集会室の利用実績はなく、経営研修室や食堂などを利用している状況にございます。

また、両分館とも時には青少年ホームを利用するなど、臨機応変に活動していることから、今のと

ころ協議は実施しておりませんが、今後、分館長会議の開催を予定していることから、そういった場で周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（木村良一君） 10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 第1番目の平内陸上風力発電事業と。これは事業者のNC電源開発の社長さんが逮捕されたということで、今事業としては停止しているというふうなお話でありました。

実は私、このNC電源開発株式会社が平内町と同時期、1年の中で事業を進めているのが7市町村ありました。しかもですね、その7市町村とも同じぐらいの規格、出力は4,200の11基とか、12基とか、全てがそうクラスの大型の風力を事業計画として説明会、または経済産業省大臣からの勧告を受けておるわけです。

ここで平内のウィンドファーム合同会社というのは、NC電源開発株式会社の子会社であって、事務所をこのNCというのは、もともと東京都の港区に本店がありましたが、青森市の長島に本店を持ってきた。ウィンドファームと同じ事務所に入ると。そういう会社であります、このですね、平内町の説明会、令和4年6月20日ですが、この年、ちょっと年を前と越えるんですけども、その時に、その事業を進めていたところの時系列にちょっと紹介したいと思います。

令和3年12月10日、これは（仮称）ウィンドファーム野辺地なんですが、ここではですね、NC電源開発株式会社の野辺地町の協議会の中に入っているということで、定期的にこの情報交換を行ったと。ところが、このNCのほうから事業の撤退のお話が出てきたと、東北電力からは事業を引継ぎしますという挨拶があったということであります。

次に、4月25日です。これ（仮称）玉清水ウィンドファーム、これは五所川原でありますけれども、ここの用地は国有地と市の用地なんですが、説明会以降、音沙汰なしと、連絡も何もないということであります。

次に、6月28日、（仮称）深浦ウィンドファーム事業、これも説明会以降、当町と同様に連絡がないということでありました。

その次の6月28日、（仮称）今別ウィンドファーム事業、これはですね、今年4月に入りまして、東北電力から、この風の向きが悪くなって、撤退の連絡があったと。東北電力から連絡があったと。

次、9月5日、北海道中頓別町、これも住民説明会以降、東北電力から引継ぎの挨拶があったということです。

そして、直近でいけば、昨年の2月2日、北海道遠軽町、この説明会の直前に、先ほど町長が述べられましたように、NC電源開発株式会社の社長らが逮捕、起訴されたと、それ以降、情報交換あったんだけど、それ以後連絡がなしということでありました。

ここで、これは聞き取りしたのを今述べましたが、国有地の場合は、東北電力からも音沙汰ない。私有地、民有地ですね、のところは東北電力から何らかの引き継ぐとかというふうにモーションはあったというふうに聞き取りをして整理してみたら、そういうことが推測されてまいりました。

そういうことで、当町といたしましても、今の状況ではちょっと芳しくないということであります。何分、あと1年10か月後に、今工事着工の計画ということでありましたので、やはり東北電力に状況を聞くべきであり、事業を継続するのか徹底するのかということに対応方を求めていく、そういうことも必要ではないか、そう思いますが、いかがでしょう。（「はい、議長」の声あり）

副議長（木村良一君） 企画政策課長。

企画政策課長（塩越信子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

事業所との東北電力についてであります、確かに野辺地町では当初よりN C電源と東北電力の合同会社として計画を進めていたということをお伺いしております。当町においては、そのような話がなかったので、特に東北電力への働きかけというのは現在考えておりません。

以上です。（「はい」の声あり）

副議長（木村良一君） 10番、田中光弘君。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君） 私は野辺地町だけにとらわれず、7つの自治体の現況を紹介したわけなんです、野辺地以外でも東北電力で引き継ぐというところもあるわけですよ。それもですね、定期的に野辺地みたいに協議会に入っているわけではなくて、情報交換を頻繁にしているところではないところでも、きちんとそういう東北電力のほうで引き継ぎますよというふうに来ておるわけなんですから、今の陸上風力発電の宙に浮いたような状況はちょっと芳しくはないと。もう少しはっきりした形、どういうふうに進めていくのか、撤退するのか、そこから辺もやっぱり聞く必要があるのではないかと、いうふうに思うんですが、いかがですか。（「はい、議長」の声あり）

副議長（木村良一君） 企画政策課長。

企画政策課長（塩越信子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

撤退するのか進めていくのかということについての確認については今後どのようにするか検討をしていきたいと思えます。

以上です。（「はい」の声あり）

副議長（木村良一君） 10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 私はなぜこういうこと聞かんと申しますのは、今新しく風力発電の計画がなされているわけで、そういうためにも、こころはもうはっきりしたほうがいいのではないかと、いうふうなことで質問しているわけです。

次にですね、2番目です。

平内風力発電開発株式会社、最初にですね、町においでになったのがですね、令和4年の7月、4年前ですか、平内風力発電株式会社の設立が2023年、令和5年の9月13日に設立しているわけなんです、その設立する前にそういう挨拶にいらっしゃったということなんでしょうか。

副議長（木村良一君） 企画政策課長。

企画政策課長（塩越信子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町長の答弁のとおり、会社設立前に町に対しては事業の説明等がありました。

以上です。（「は、は、は」の声あり）（「はい」の声あり）

副議長（木村良一君） 10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 2番は分かりました。

じゃあ3番目のところなんです、そういう意見とかをお聞きいたしました。

実は私、5月17日の意見交換会、5月23日の東小学校の運動会の際に、ある人から「風力発電狩場沢地区にも立つというのを何かで見たという」これは広報ひらない、これを見て私に言いました。私はこの広報ひらないをぱっと見たときに、横文字ですから、左側からいきますと、平内町のデマンド交通を中止しますに目が行って、その隣の風力発電の説明会を見逃したわけですよ、それで私はそういうふうに使われたときに、あれ夜越山の後方、陸上風力発電のことかなと思っていたんだけど、ちょっと話がかみ合わなくて、その後にこれを見たところ載っておったということで、恥ず

かしながらも、説明会が終わった後に、担当のほうからこの資料をいただきまして、それを見て質問に入っているわけなんです。

私はこの中で、最後のところなのですが、やはり何といっても、この風力発電の風車の規格というのが、県内の大型発電機よりももう大きいわけです。例えばですよ、あの柴崎レクリエーションのところにある風力発電の2基、あれよりも1割増、あとは津軽ファームの発電機よりも1割増と、とにかくこの規格、今建設しようとしているこの風力発電の規格が非常に大きいと、そういうことで、特に資料によりますと、農免道路を挟んで山手に3基と変電所、海手に6基、これが山間部も含まれておるわけです。そういう中で、私が危惧するのはですね、これまでの平内の陸上風力発電に比べましても、民有地でもあることですね、町の役割、責任が大きくなるのではないかと考えております。この共生条例では、要は保護地域、保全地域、調整区域の3地区に区分しておりますが、この保護地域は事業が禁止と、このたびの対象となっている用地が事業に対して問題がないという調整地域と、原則として事業実施が不可、駄目ですとする保全地域となっております。しかし、この保全地域との共生が可能と、地域が認めた区域については共生区域に指定されると、ここで大事なことは、知事の判断となるのは、町の意見を踏まえるということであります。この図面上では9基のうち4基がですね、その該当すると思われまします。そういうことで、町としても今後のこの計画についてもしっかりとした責任を持っていかなければならないというふうに考えております。

副議長（木村良一君） 田中議員、簡潔にお願いいたします。

10番（田中光弘君） 分かりました。

住民への適切に情報公開していくということに対しては行っていくんだよと、そういう中ですね、私はですね、町のホームページに風力発電のコーナーを設けるべきではないかと思うように思っているんですが、確かにです、共生条例に基づいて着工前に、節目節目で4回ほど事業者による説明会を設けることとしていると、しかしながら、情報を得て、ふだんから意見を述べる場を設け、事業者が方針を開示していく、すなわち循環があると、キャッチボールを繰り返すことが必要だと思うわけなんです、そのために町ホームページに風力発電のコーナーを設けるべきではないかと思うわけなんです、その点についていかがでしょう。（「はい、議長」の声あり）

副議長（木村良一君） はい、企画政策課長。

企画政策課長（塩越信子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

風力発電事業につきましては、もう直接町が実施するものではなく、県が認定を行って、事業の進捗状況等についても県のホームページに掲載されていることもありますので、町が発信できる情報は限られてくると思っておりますが、例えば県のホームページの風力発電のページへの御案内、また、事業所説明会の開催のお知らせなどを掲載することは可能であると思っております。

以上です。（「はい」の声あり）（「うん」の声あり）

副議長（木村良一君） 指名を受けてください。10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） はい、はい。私はもう少しですね、身近に町と県のそういうホームページを見る、利用するのもいいわけなんです、やっぱり町として立てる場所は平内町の管内でありますので、その辺をちょっと考えていくべきではないでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

副議長（木村良一君） 企画政策課長。

企画政策課長（塩越信子君） お答えいたします。

事業所に対する御意見、御質問等は直接事業所に聞いていただくのが一番いいかと思います。町の

ほうでまだ決定されていない内容とか、不確定な情報を掲載することでいろいろと誤解を招いたり不安をあおる原因となってもよくないと思っておりますので、ホームページの風力発電のページをつくることは可能であります、町が直接発信することについては確定したものや決定したものについてのみをしたいと考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

副議長（木村良一君） 10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 私が言っているのは、町がそういうページを出せというのではなくて、来たものに対して、事業者のほうに聞き取りして、それを町のホームページに取り入れてほしいというその繰り返し、それを求めているわけです。

次に行きます。クマ対策です。

先ほど、個人情報というふうに言われましたが、やっぱりですね、住宅街以外のところはどこに置いてるというふうにはっきり大体おおよそ場所が分かるわけです。今回みたいに平中の場所、あそこにそういう個人名じゃなくても、大体農協の裏とか、そういうふうに、そこら辺までは放送で流してもいいんじゃないかと、平中というのは国道のひだまり公園のほうまで平中というわけですから、やはり個々の名前じゃなくても大筋なそういう名前、名称を使ってできるだけ皆さんに、付近の皆さんに分かるようなそういうふうな放送の仕方もある必要ではないかと思うんですが、その点についていかがでしょうか。（「はい」の声あり）

副議長（木村良一君） 農政課長。

農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町長の答弁にもあったとおりですね、町民の方々には詳細まで報告、情報提供、努めているところでありますけれども、今後といたしましても、そういった公共施設等、なるべく近いものを目印に情報提供のほうをしていきたいと考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

副議長（木村良一君） 10番、田中光弘君。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君） 分かりました。

次に新聞紙上の件については、前向きな答弁をいただきました。

たまたまタイミングがどうなるのかな、タイミングいいのか、昨日ですね、午後2時頃に狩場沢の駅付近にクマが出たとの目撃情報が防災無線で流されて、町の公式LINEにも紹介されました。今日の朝刊に載らないだろうと思っていましたが、案の定載っておりませんでした。

このコーナーに1件ほど、八戸市からということで、旧南郷村の山林で1頭、神社から北へ200メートルとの記事を見て、はてと、狩場沢のほうは東北本線の駅付近、民家があることからですね、なぜ八戸の南郷地区の山が載って、どうして本線沿いの民家があるところが載らないのかなとつぶやきました。逆に載らなければ載らないなりに、町外の方からは平内町はクマに縁のない安全な町だというふうに思うかもしれませんが、そういうことで前向きにそういう載るようにしていただきたいと思えます。

3つ目の点であります、前向きに取り組む中で、県でICT機器の導入に支援を行うということをやっておりますけれども、この点について町としてはどのように進めていくべきだというふうに思っておりますか。（「はい」の声あり）

副議長（木村良一君） 農政課長。

農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）ただいまの御質問にお答えいたします。

これまで県のほうで、有害鳥獣に対する交付金を活用してですね、クマ、イノシシ等の箱わな、あとかくりわな等を購入しているところです。今後につきましてもそういった機器購入について、同じような交付金のほうを活用して今後購入する際は活用しながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。（「はい」の声あり）

副議長（木村良一君）１０番、田中光弘君。

１０番（田中光弘君）じゃあ開発センターの件ですが、多額な費用を要すると、ボイラー、配管、あとは屋根とかありますけれども、およその修繕する額というのをある程度は見積もったものでしょうか。（「はい」の声あり）

副議長（木村良一君）生涯学習課長。（「はい」の声あり）

生涯学習課長（小林正人君）お答えいたします。

あくまで概算でございますが、大集会室につきましては２,０００万円から２,５００万円、配管に手をつけるとなると、同じく２,０００万円から２,５００万円、そのほかボイラーも入ってきますと４,０００万円ぐらいという概算が出ております。

以上です。（「はい、分かりました」の声あり）

副議長（木村良一君）１０番、田中光弘君。

１０番（田中光弘君）開発センターを閉鎖するかどうかというのは、まだはっきりと決定はしていないけれども、決定し次第にホームページで紹介する。どうせだったらもう広報ひらないにも載せていけばいいんじゃないですか。

副議長（木村良一君）はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（小林正人君）お答えいたします。

答弁では、ホームページでとどまってしまいましたが、ホームページ等で周知いたしますという内容でございました。

以上です。（「はい、終わります」の声あり）

副議長（木村良一君）以上で１０番、田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。会議開始は１１時といたします。

午前１０時４８分 休憩

午前１１時００分 再開

副議長（木村良一君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、７番、太田満則君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）７番、太田満則君。

７番（太田満則君）どうも皆さん、おはようございます。

７番太田満則でございます。通告に基づき壇上より質問いたします。

質問に先立ちまして、先日、狩場沢から清水川、浅所、そして白砂、東田沢、浦田、茂浦と、各漁港、あるいは作業小屋を一巡しました。沖から揚げた養殖籠を洗浄していたところが、ただ１か所、作業員は２人だけで、それ以外は何も見えず、浜は本当に閑散とした活気が見られないと、そういう状況でございました。沖には、漁船が一艘見えただけで、友達に聞きますと「船を動かす油も高く、経費はかけたくない。よっぽどのことがなければ沖には行かないと」こう話をしていました。

御承知のとおり、茂浦に県の水産増殖センター、旧名ですがけれども、が建てられ、そして試験、研究、その積み重ねで今日のホタテガイ養殖技術が確立されました。そして町の一大産業になりました。

浜は、漁師は、町は、それに頼り切っていったと言っても過言ではありません。

私は前の議会でもこの場で言いました。畑作物では、同じ種類の作物を植え続けていけば連作障害が発生し、収量が大きく落ちる、あるいは品質が落ち病気にもなりやすい、このような話をしました。加えて、最近では地球温暖化の影響で、陸上のみならず海でも影響があると、このように言われております。海には潮流があり、陸上の自然を相手にする稲作、畑作、畜産、林業などとはまた状況が違うと思いますが、一筋縄でいかないのは同じ状況だと思っております。

ホタテ養殖事業が軌道に乗り始めたのが約50年前、それまで平内地域だけではなく、地域にはこれといった仕事場、働く場が少なく、他の自治体同様、平内も出稼ぎが常態化、家族が離れ離れになる、そんな暮らしが続きました。一日も早く、皆が安んじて家族一緒に暮らしていけるそんな環境になってほしい。そういう願いの中、先ほどお話しした県の研究開発の結果と適切な指導もあり、ホタテガイの採苗、養殖事業が軌道に乗りました。若い人は知っているかどうか知りませんが、当初は、春先のホタテの卵を付着させるために、ラーバを付着させるために杉の枝を山から切り出してきたのを私は覚えております。しかし、これまで何度かホタテのへい死をこの地域でも経験してきました。そのたびに、地域の漁業者、県の研究機関は困難を克服して……、

副議長（木村良一君） 太田議員、一般質問に入ってください。

7 番（太田満則君） はい。

ホタテ養殖事業を蘇らせ、継続してきました。そして、町は養殖ホタテ日本一を掲げるまでになりました。そのとおり、地域が元気になる、一日も早い、そして希望の持てる環境、状況になってほしいと願う私はその一人でございます。

今回の質問は、公用車の使用方についてであります。

これについては、前にも同じような質問をしました。当たり前のことですが、公用車の使用は公用時に使う、これが前提でございます。何も町長車に限らず、町が保有する全ての車がこれらに縛られます。町が保有するマイクロバスや大型バス、その他各課に配置されている車もそうです。皆それなりに理解し使用していることだと思います。前には差したる理由もなく、上司の許可を得ず車を使い出張した職員が罰則を受けたこともありました。

私は、個人が亡くなり、町で香典を包まなければならない、そのような人であれば、町長車で個人を弔う場に行く、そういうことであれば誰もが納得すると思います。が、今回のケースは、個人が、町の役職についていなくて、遺族もそのような認識もないところに、町長自ら火葬場に町長車で乗りつけ、その場で香典を手渡ししたと、そういうケースであります。

お伺いいたします。

町長はこのような行動に記憶がありますでしょうか。どうぞ答えてください。

今回のケースは、その場にいた人が「なぜ自分のところに町長車で火葬場にきたのか。そして火葬場で香典をなぜ手渡ししたのか」そういう町民からの声で「議会で正してほしい」と、こういう声があって、私はその人の代弁で今話ししているつもりでございます。人によっては、今回、私にそんな質問、些細なことをするより、私らの事業、いろいろな事業があります。そんな事業にお金を振り向けてほしい。そういう声を私にかけた人も何人かありました。皆それなりに事業を経営、運営するのに大変苦労しているんだな、そう思っているところでございます。

町は令和8年度今年の予算編成に際し、財政がきつい、苦しいとの理由で、各種団体に一律の補助金、助成金のカットをしました。その人もそのような話をしておりました。各種団体からは、中東地

域の石油の輸入、これに関連して諸物価が大幅に上がっている。そんな中、私らの事業を継続するために補助金がカットされるのはつらい。がしかし、その事業を継続するためにはいろいろなものを切り詰め、工夫して、そうして運営している。そういう諦めの声とともに、なぜ町長がそういう声も聞きました。先ほどお話ししたみたいに、町長車が公用で使われている。これについては誰も異存がないし、誰もおかしいとは言わないと思います。がしかし、個人用に使用されているのではないかと、こういうことが多々あるみたいです。まっ、その人も言っていました。ですので、私は、町民に先ほど話ししたみたいに、身を切る負担を強いるのであれば、町長自身がまず率先して、町民の皆さんに手本を示すべきだと、こう思います。いかがでしょうか。

それとも、自分自身の行動、こういうのは当たり前で、町民とは対応が違うのが当たり前だとも言うのでしょうか。もし自分の気持ちにそんなことがあるとすれば、どうぞこの場で皆さんに納得いく反論をしてほしいと、こう思います。

以上で壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

副議長（木村良一君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） それでは、太田議員の御質問にお答えいたします。

公用車の使用方についてでございますが、交際費の対象とならない町民の通夜や火葬に町長車を使用して赴くことにつきましては、公務の時間、公務の間、または公務終了後において、次の公務への移行や日程管理上、タクシーを手配・利用するよりも時間的短縮となる場合に限り、効率的な公務遂行の観点から使用しているものであり、平内町車両等管理規程に基づいた運用をしているところでございます。

今後におきましても、公私の区別を徹底し、住民の皆様にご迷惑を招くことのないよう行政運営上の公務を最優先として適正な運用に努めていくつもりでございます。

なお、町民の皆様お一人お一人が、日々の暮らしや、地域活動を通じて、当町を支え、今日の町の発展に御尽力いただいております。私は町長として、その御労苦と御功績に感謝と敬意を表し、御遺族にお悔やみの意を伝えるために通夜や葬儀等に参列しております。

なお、交際費支出基準の対象とならない場合につきましては、原則としてタクシーを利用しております。

一方で、公務日程の中で参列する場合には、その前後に公務が予定されている場合には、限られた時間の中で効率的に職務を遂行する観点から公用車を利用することがございます。

町民の皆様は町政運営の大切な担い手であり、町にとってかけがえのない存在でございます。そのような皆さんに対し、町を代表し、弔意を表すことは、町長としての務めの一つであると考えております。

今後とも公私の区別を十二分に踏まえながら、公用車の適切な運用に努めてまいります。

以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

副議長（木村良一君） 7番、太田満則君。

7 番（太田満則君） 今、適正な運用方に努めていると、それから弔意を表すために皆さんに顔を出している。それは何も町長に限った話でないんです。皆さん、地域にいれば、亡くなった人、その人たちについては本当に昔世話になったとか、今もまた現在も世話になっているとか、あるいはいろいろなことで手助けしてもらったと、そういう思いで悔やみに弔意を表しに行っていると思います。何も、別段町長が、私町長だから、私の思いだけで、そういうことではないんです。

ですのでそこを勘違いしないでいただきたい。あくまでも町の公用車、町の交際費を使うのは、それは認められた部分で使うのであれば誰も何も言わないんです。

実は、昨日亡くなった人があって、私、そこに悔やみに行きました。そしたら、ちょっと前に町長来ていきまして、こういう話もしていました。町長は記憶にありますでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

副議長（木村良一君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 昨日はですね、お昼ちょっと「———」の「———」というところに参りました。そのときは———が亡くなったということをお聞きして、弔意を述べに参った次第でございます。

以上です。（「はい」の声あり）

副議長（木村良一君） 7番、太田満則君。

7 番（太田満則君） そのように、それこそ町で行かなければならない人のところには行く、それは何も別段誰もとがめることはない。今町長しゃべったみたいに、行ったついでにと、ついでなのか行った、それこそ初めからそのつもりで行ったのか分かりません。

実はそのほかにも何件もある。この時間に青森に行く途中というんだから、多分青森に行くんじゃないかと、久栗坂のトンネルの付近で見たとか、あるいは町なかで町長車を見たとか、この時間に何んがあるんだかと、まあ、そういうごとで町長の公務日程つつうのを皆さんが町のホームページで見られるようにと、こういうことで提案し、今は見られるようになっています。

がしかし、一時期消えたときがありました。「なして消えだの」って言ったっきゃ、「いやいやもう掲載しない」と、そういう話も聞きましたが、その後また今は掲載されるようになりました。不都合な部分でその掲載がされるされないというのは、これはやっぱりうまぐないんじゃないかと、こう思います。本当に皆さん、特に最近諸物価が上がり、日々の生活が大変だと、幾らかでも切り詰めねば駄目だと、そういう思いの中で暮らしているわけです。ですので、町長が「私がっ」て言うけれども、町長といえども、町に縛られた、決められたそういう以外の経費、それは自分自身でやっぱり支払いする当たり前だと思うんです。タクシーを呼んでも来ない。それは皆さんタクシーを呼んでも来ないわけです。何もそういうことを来ないのが理由になるわけでもないし、やっぱりそういうことで、「あ、うちのほうの町長一生懸命やってらな」と、そういうことであれば、例えば今先ほどの議員の質問でもありました。それこそ、いろいろなものを使う、例えば、開発センター云々、あっちのほう云々、それこそ修理が思うようにいかないとしゃべらいでも、ああ、そうかなと、みんな一生懸命やっているんだなということであれば、皆さんが納得すると思うんですよ。

けれども、自分だけは違う、そういう対応されれば、やはり皆さん違うんじゃないかと。こういう話になると思いますんで、そこはやっぱり皆さんと同じ目線で、それよりも一歩先んじてそういう行動を取っていただきたい。いかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

副議長（木村良一君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 太田議員にお答えいたします。

まず、あなたが何を言っているのかよく分からない、その一言でございます。

それから、一般の町民と同じような目線で、それは当然です。私も一町民でございますので、そういう観点から行動しております。

また、公用車なんです、私が町長ですから、ただ、ここに座っていればいいという問題じゃなく

て、まず、管内をいろいろ見て歩きます。それから県庁にも行きます。今お聞きしたいのは、あなたにお聞きしたいです。よく私が町村会へ行きます。そうすると太田議員が来ていたと、何で来ていたのか、それがよく分からないと、そういう話。大体、町の議員が行くところは町村議会議長会というところがあって、そちらに行って、いろいろ……、

副議長（木村良一君） 町長、簡潔にお願いいたします。

町 長（船橋茂久君） そういうことでございますので、ちょっと興奮してしまいまして、私の頭に血が上るほうでございます。そういうことです。

副議長（木村良一君） 7 番、太田満則君。

7 番（太田満則君） 今町長、私がなぜ町村会に行くか、それこそ勝手に、何も町長に答える必要は何もありません……。

副議長（木村良一君） 7 番、太田満則君に申し上げます。（「はい」の声あり）

ただいまの発言は通告外になっておりますので、注意いたします。（「はい」の声あり）

7 番（太田満則君） 私も、県庁にも、それから町村会にも結構行きます。通告外だという話ですが、私もそういうことで、あちこちに歩いていろんな人と会って、いろいろな情報を集めています。もちろんそれ以上に町内を歩いて町内の人たちの声を聞いています。その声を受けてこの場でいろいろなことを質問するんです。町にいればいいんじゃないかと、確かに町にいればいい、町にいて、ほかの話を書かなければ、町の中だけの話に終わる。そういう意味では私は歩くこと自体は全然問題でもないし、町長自身も、これ私、運転日誌をもらいました。こういう具合にしていっぱい書いています。管内巡視、町村会、町村会、病院、ホテル青森などと、こういっぱい書いています。それは当然書くべきもので、何か事故でも事件でもあれば、それを基にしていろいろなことの証拠になるものだと、こう私は思いますので、何も全然、問題はありません。ただ、私が言っているのは、町長があちこちに歩くのをおかしい目で見られない行動をしてほしいつつうだけの話なんです。ただそれだけを、私この場で話をしたいなということで話をしているのであって、私がどこさ行った、ここさ行ったというのは全然関係のない話であります。そういうことで、私はこの公用車そのものは先ほども話したみたいに、公用で使う、これが原則ですので、それに即した使い方をしてほしいと、そういうことでございます。

私、これ何年か前からやっているんですけども、これに基づいて、ああ出てらんだなと、出はったんだなと、あるいは町長の公務日程、それを見て、ああ今日は青森さ行くんだな、東京さ行くんだなと、こういう具合に理解しています。これ理解しなければ一つ一つまた聞くことになりますので、私は当然そういうのは載せるべきだと、こう思っておりますので、是非疑念を持たれない公用車の使用方、気をつけてほしい、こう思いますけれども、どうでしょう。（「はい、議長」の声あり）

副議長（木村良一君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

私の行動が疑念を持たれるかどうか、それはまた別として、あなたの話を聞くと、私が町長として動くことが何かやましい、そういうことがあるような感じを受けます。私は一切そういうことはございません。用務があれば、ちゃんと町内も見えて歩くし、常日頃からどこでどういうことをやられているかということ把握するためにも、そういうことが必要だと。また、県庁のほうにも行きます。誰もあなたのこと知ってる人はいません。今、誰来た。そういうことです。分かります。（「何しゃべっているんだ」の声あり）（「議長」の声あり）

副議長（木村良一君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）いやいや、今私を指さして言ったから、私を誰も覚えていません。それは……

副議長（木村良一君）太田さん、一般質問で、通告に従って質問してください。

7 番（太田満則君）いやいや、私に直接こう言ったから、私、直接それに反論しているだけの話だ。

私は町のことを議員としてしゃべっているのではなくて、いろいろな一町民として聞かれることも多いから、たまたま覚えている人が県庁に行っていれば、そこに遊びに行っています。今でも行っています。何も、あなたは私を分らないと、こう言うかも知れないけれども、私は今でも行っています。そういうことで、いずれにしましても、今回質問したのは、公用車に乗って疑念の持たれるような行動はしないでほしい。ただこれ1つなんです。そうすることによって、例えばどっかに行ぐってしゃべってもみんな油かかっているわけです。車だって引っ張っていくわけじゃなくてガソリンで走っているわけです。それも町長車となれば、一段高いハイオクの車を使っているかと思うんです。

そういうことで、皆さんに、町内の各種団体に今年はお金が厳しいですよと、ですんで、各種の補助金も例年と違ってカットしましたと、こういうことで我慢を強いているわけですから、やっぱりそこら辺は意識して使うべきだと、こういうことでございまして、なお、それ以外の部分は何もありません。私のことも何も言わないでくださいということでございます。

町長何かありますか。（「議長」の声あり）

副議長（木村良一君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）別にあなたに言うことはないですが、ただ、あなたの言葉を他山の石として心に刻んでおきます。よろしくお願いします。（「はい、以上で終わります」の声あり）

副議長（木村良一君）以上で7番、太田満則君の一般質問を打ち切ります。

続いて、3番、内海 伸君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）3番、内海 伸君。（「はい」の声あり）

3 番（内海 伸君）3番、内海 伸です。

通告に基づき、クラス会や同窓会の助成制度について質問をいたします。

同窓会やクラス会は、進学や就職で町を離れている方々がふるさとに戻るきっかけにもなり、久しぶりに地元を訪れ、同級生と再会する中で、町の変化や地域の取組に触れる機会にもなります。

久しぶりに帰ってきてよかった、また家族を連れて帰ってきてみたい、将来的には地元との関わりを持ち続けたい、そうした思いが生まれることは、将来のUターンや地域との継続的なつながりにつながるものと考えます。

同級生同士のつながりは年齢を重ねても続く地域の大切な財産です。クラス会は久しぶりに顔を合わせて近況を語り合うだけではなく、地域の話題も共有し、お互いを気にかけて合う機会にもなります。こうした人と人とのつながりが続いていくことで、地域活動への参加や地域を支え合う関係づくりにもつながってくるものと考えます。

クラス会や同窓会が開かれれば、町内の飲食店などの利用も見込まれます。

また、帰省に合わせて買物をしたり、家族と一緒に町を訪れるなど、地域の消費にもつながります。特にお盆や年末年始など、多くの方が帰省する時期に開催されれば、町内の経済効果への一定の効果も期待できるのではないかと思います。若い世代が一度町を離れても、地元とのつながりを持ち続けることはとても大切です。クラス会は同級生との再会を通じて、今の町の様子を知り、地域を改めて身近に感じてもらう機会になります。その積み重ねが将来的なUターンや仕事、子育ての場として地

元を考えるきっかけになることも期待されます。行政が新たな交流の場をつくろうとしても、参加につながるの簡単ではありません。

一方で、同級生というつながりはもともと地域の中にある自然な関係です。そこを行政が少し後押しをすることで、比較的少ない負担で、人の流れや地域とのつながりを広げることができるのではないかと考えます。同窓会やクラス会は単なる親睦の場ではなく、人と地域を改めて結び直す大切な機会でもあります。人口の創出や地域経済の活性化にもつながる取組として、町として助成制度を検討する価値は十分にあると考えますが、見解を伺います。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。（「はい、議長」の声あり）

副議長（木村良一君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） それでは、内海 伸議員の御質問にお答えいたします。

同窓会やクラス会に助成制度をについてでございますが、議員御提案の助成制度につきましては、一部自治体ではUターンの促進や間接的な結婚支援、少子高齢化対策、地域コミュニティの維持を目的として実施されているところでございます。私としましては、同窓会やクラス会を通じてふるさとのつながりを深め、地域への関心や愛着、さらには地域経済の活性化につなげていこうという発想は大変ユニークであり、興味深い視点であると受け止めております。

しかしながら、その一方で、行政として公費を支出する以上、事業の実施には公益性や公平性の観点を十分に考慮する必要があります。同窓会やクラス会は基本的には個人間の私的な交流活動という側面が強く、特定の団体や参加者への支援となることから、町民全体の公平性をどのように担保するかという課題があると考えております。

また、現在、新庁舎建設に関連する諸経費のほか、子育て支援等の福祉施策、防災施策、地域交通政策、公共施設の老朽化に伴う修繕など、優先的に取り組むべき課題が山積しておるところでございます。財政状況が大変厳しい中で、限られた財源をどのように配分していくか慎重に判断していかなければなりません。こうしたことから、せっかくの御提案ではございますが、現時点において同窓会やクラス会そのものに対する助成制度を創設する考えは今のところはございません。

なお、今後につきましては、移住・定住や地域活性化に資する取組の中で、民間団体による交流活動や地域イベントなど、町として支援可能な事業などには支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「はい」の声あり）

副議長（木村良一君） 3番、内海 伸君。

3 番（内海 伸君） 私が調べたところによりますと、全国では、同窓会やクラス会との関係人口創出のために、Uターン促進としていろいろ各市町村でやっているところがありますが、青森県内では三戸町と田子町で助成されております。助成の金額なんですけれども、5万円というふうには確認できたんですが、年間で5万円のものなのか、1クラス会、同窓会で5万円なのか、そこまではちょっとまだ調べてなくて申し訳ないんですが、そんなに金額が大きくなく、比較的小規模な予算でできるのではないかなってところまでは、私自身も感じています。

ただ、やっぱり財政の関係上、とても分かる部分があるんですが、今すぐその制度を何とかっていうのはとても難しいとは重々承知しておりますが、一応全国的なものとか、あるいは田子町、三戸町さんのその内容を検討して、ちょっと前向きに考えてみるということとはできないでしょうか。今すぐというわけではないんですが、お願いします。（「はい、議長」の声あり）

副議長（木村良一君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君）ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、助成どうのこうのということは、今すぐにはなかなか微妙だと思います。今後いろいろな場合を考えますと、そういう機運が高まっていけば、その中でいろいろ検討してみたいと、こういうことなので。

以上です。

副議長（木村良一君）はい、内海議員。

3 番（内海 伸君）町長ありがとうございます。

私もやっぱり町長と同じような考えなんですけれども、みんなが集まってお話できるというのはとてもいいことで、何とか早ければ早いほどいいと思いますが、この制度を前向きに考えていただければいいと思います。

以上で質問を終わります。

副議長（木村良一君）以上で3番、内海 伸君の一般質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。

日程第2、質 疑

副議長（木村良一君）日程第2、「報告第5号」から「報告第7号」まで及び「議案第34号」から「議案第41号」までの以上11件を議題とし、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）質疑なしと認めます。

日程第3 議案付託

副議長（木村良一君）日程第3、「議案の付託」を行います。

お諮りします。「報告第5号」、「報告第6号」及び「議案第34号」、「議案第35号」の各案件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件は、議案付託表のとおり、各委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日11日は、各常任委員会開会のため休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）異議なしと認めます。

したがって、明日11日は休会とすることに決定しました。

来る6月12日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

（午前11時37分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 2、報告第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕
- 日程第 3、議案第36号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4、議案第37号 平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5、議案第38号 工事の請負契約について〔平内町立小中学校校舎照明改修工事〕
- 日程第 6、議案第39号 財産の取得について〔ホイールロード〕
- 日程第 7、議案第40号 財産の取得について〔除雪トラック（7t級）〕
- 日程第 8、議案第41号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 9、議員派遣の件
- 日程第10、平内町議会活性化特別委員会委員の選任
（町長挨拶）
- 閉会

出席議員 10名

副議長 木村良一君	1 番 船橋侑雅君	2 番 荒内護君
3 番 内海伸君	4 番 田中大君	6 番 田中茂勝君
7 番 太田満則君	8 番 倉内清一君	9 番 畑井勝廣君
10番 田中光弘君		

欠席議員 1名

議長 船橋健人君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船橋茂久君	副 町 長 山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君	総務課指導監 金津良紀君
企画政策課長 塩越信子君	税 務 課 長 柴田正一君
町 民 課 長 千代谷文徳君	福祉介護課長 竹達暁教君
福祉介護課指導監 須藤昌毅君	健康増進課長 大水要君
健康増進課指導監 森山実希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂井智也君
水産商工観光課長 畑井幸治君	地域整備課長 三津谷博君
地域整備課上下水道管理室長 近藤吏君	会 計 管 理 者 工藤英仁君
平内中央病院事務局長 小形正樹君	平内消防署長 鈴木建君
教 育 長 渡辺伸一君	学校教育課長 須藤鉄博君
生涯学習課長 小林正人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿 事務局副指導監 石 岡 むつき

振鈴（午前１０時００分 開 会）

副議長（木村良一君）皆さん、会議に入る前にお願いがあります。携帯電話、スマートホン等をお持ちの方は電源を切るようお願いします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員が１０人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第４号により進めます。



日程第１、総務福祉・経済文教常任委員会報告

副議長（木村良一君）日程第１、総務福祉・経済文教の各常任委員会から議案の審査報告書が提出されました。会議規則第３７条の規定により「報告第５号」、「報告第６号」及び「議案第３４号」、「議案第３５号」の以上４件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい」の声あり）２番、荒内 護君。

総務福祉常任委員会委員長（荒内 護君）総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第５号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和７年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「報告第６号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和７年度平内町介護保険特別会計補正予算〕」、「議案第３４号 令和８年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第３５号 令和８年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」以上４件について、６月１１日審査会を開き、慎重審査の結果、報告についてはいずれも「承認すべきもの」、議案についてはいずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

副議長（木村良一君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）６番、田中茂勝君。

経済文教常任委員会委員長（田中茂勝君）経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第５号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和７年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第３４号 令和８年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、以上２件について、６月１１日審査会を開き、慎重審査の結果、報告については「承認すべきもの」、議案については「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

副議長（木村良一君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）討論なしと認めます。

これより、「報告第5号」、「報告第6号」及び「議案第34号」、「議案第35号」の以上4件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、報告はいずれも「承認すべきもの」、議案はいずれも「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）異議なしと認めます。

したがって「報告第5号」、「報告第6号」及び「議案第34号」、「議案第35号」の各案件は、報告は「承認」、議案は「可決」と決定しました。



日程第2、報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕

副議長（木村良一君）日程第2、「報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）税務課長。

税務課長（柴田正一君）（「報告第7号」について説明した）

副議長（木村良一君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕」は「承認」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）異議なしと認めます。

したがって「報告第7号」は「承認」されました。



日程第3、議案第36号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

副議長（木村良一君）日程第3、「議案第36号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（柴田正一君）（「議案第36号」について説明した）

副議長（木村良一君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第36号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）異議なしと認めます。

したがって「議案第３６号」は「可決」されました。

日程第４、議案第３７号 平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

副議長（木村良一君）日程第４、「議案第３７号 平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）水産商工観光課長。（「はい」の声あり）

水産商工観光課長（畑井幸治君）（「議案第３７号」について説明した）

副議長（木村良一君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第３７号 平内いきいき健康館の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）異議なしと認めます。

したがって「議案第３７号」は「可決」されました。

日程第５、議案第３８号 工事の請負契約について〔平内町立小中学校校舎照明改修工事〕

副議長（木村良一君）日程第５、「議案第３８号 工事の請負契約について〔平内町立小中学校校舎照明改修工事〕」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）地域整備課長。

地域整備課長（三津谷博君）（「議案第３８号」について説明した）

副議長（木村良一君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第３８号 工事の請負契約について〔平内町立小中学校校舎照明改修工事〕」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）異議なしと認めます。

したがって「議案第３８号」は「可決」されました。

日程第６、議案第３９号 財産の取得について〔ホイールロード〕

副議長（木村良一君）日程第６、「議案第３９号 財産の取得について〔ホイールロード〕」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）町民課長。

町民課長（千代谷文徳君）（「議案第３９号」について説明した）

副議長（木村良一君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第３９号 財産の取得について〔ホイールロード〕」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）異議なしと認めます。

したがって「議案第３９号」は「可決」されました。



日程第７、議案第４０号 財産の取得について〔除雪トラック（７ｔ級）〕

副議長（木村良一君）日程第７、「議案第４０号 財産の取得について〔除雪トラック（７ｔ級）〕」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）地域整備課長。

地域整備課長（三津谷博君）（「議案第４０号」について説明した）

副議長（木村良一君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第４０号 財産の取得について〔除雪トラック（７ｔ級）〕」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）異議なしと認めます。

したがって「議案第４０号」は「可決」されました。



日程第８、議案第４１号 和解及び損害賠償の額の決定について

副議長（木村良一君）日程第８、「議案第４１号 和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君）（「議案第４１号」について説明した）

副議長（木村良一君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第４１号 和解及び損害賠償の額の決定について」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）異議なしと認めます。

したがって「議案第41号」は「可決」されました。

日程第9、議員派遣の件

副議長（木村良一君）日程第9、「議員派遣の件」を議題といたします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第129条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元にお配りしてあります、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）異議なしと認めます。

したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。

日程第10、平内町議会活性化特別委員会委員の選任

副議長（木村良一君）日程第10、「平内町議会活性化特別委員会委員の選任」を行います。

委員の定数は、6名であります。1人欠員が生じたので、その補充のため1人を選任するものであります。

お諮りします。平内町議会活性化特別委員会委員には、委員会条例第6条第1項の規定により、田中茂勝君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました田中茂勝君を平内町議会活性化特別委員会委員に選任することに「決定」しました。

副議長（木村良一君）総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことと決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（木村良一君）異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に調査することに決定しました。

副議長（木村良一君） 以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり町長より御挨拶があります。（「はい、議長」の声あり）町長。

町 長（船橋茂久君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月8日開会いたしました本定例会では、「専決処分した事項の報告及び承認を求める件」、「本年度の一般会計補正予算案」、「条例の改正案」など、合わせて11件ご提案申し上げましたが、本日、全案件とも、それぞれ、御承認、ご議決をいただき、誠にありがとうございました。

なお、一般質問あるいは、各常任委員会等、本会議中にいただきました皆様方のご意見等を参考に、今後とも予算の執行並びに事務事業について、遺漏のないよう万全を期して参りたいと考えておりますので、議員皆様方には、これまで以上のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

副議長（木村良一君） これをもちまして、令和8年第2回平内町議会定例会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

（午前10時27分 閉 会）

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会副議長

会議録署名議員

会議録署名議員